婦人と年少者

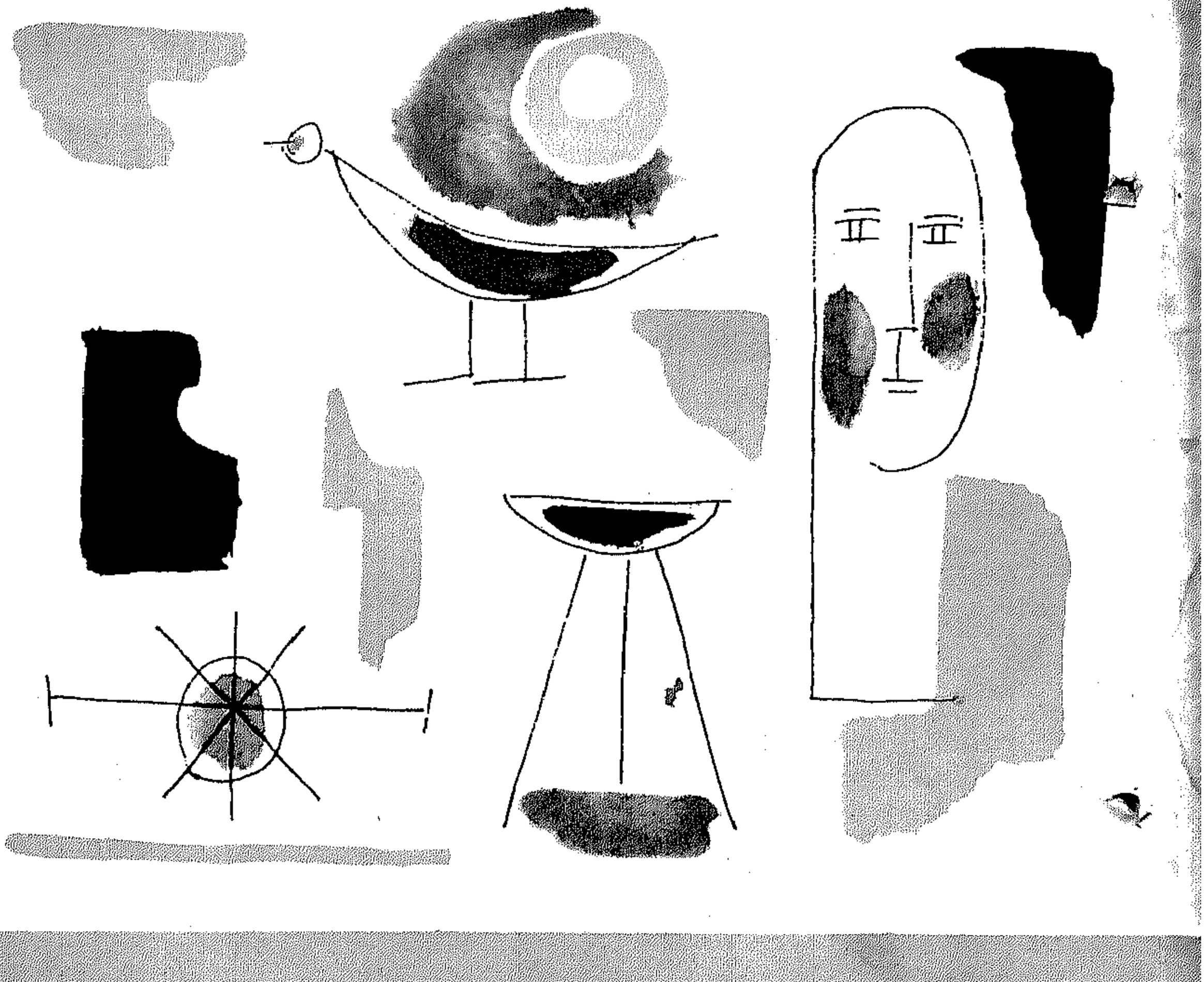

◆労働者と家庭生活
◆ホームヘルプ制度について

9

1960

婦人少年協会

婦人と年少者

8巻9号

目次

労働者と家族生活……森五郎…2
ホームヘルプ制度について……婦人課…4
労働者家族福祉運動実施要領……8
三四年の労働経済と婦人・年少者の問題〈労働白書解説〉……労働経済課…9
ホームヘルパー養成講習受講生の記録から……12
モデル地区の指導を終って……長田久美子…14 辻敦子…16
ある芽ばえ（労組婦人のページ）……18
青年の見た各国青少年の現状④ 東南アジアの青少年活動……19

資料室

主婦の病気・出産時の静養に関する調査……22
労働時間・休日・休憩及び深夜業に関する一覧表……30
動きはじめた家政研究グループ……29
婦人界の動き……30
働く婦人が知っておきたい法律問題⑧……31
戦後における婦人問題文献目録……32
女子の就職者数と完全失業者数・平均現金給与額……表紙3
◇第一回ホームヘルパー養成講習の養成内容と講師について……8
◇愛知県内職公共職業補導所の調査資料紹介……13
◇声のおたより（就職後の子らをたずねて）……26
◇ホームヘルプ受講生の記録（写真）……表紙2
◇婦人少年局ニュース……表紙3
表紙・扉……富山妙子

↑ 桜楓館講堂での開講式

第1回ホームヘルパー養成講習は6月20日から4週間東京で行なわれた

（本誌12ページ参照）

↑ 講習を終えて谷野局長から修了証書を受ける

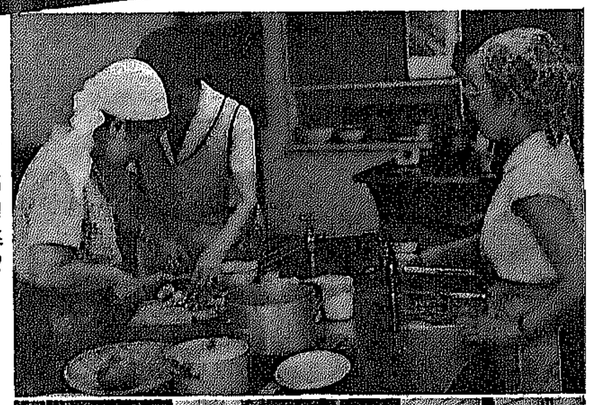

→ 調理実習

→ 買物も実地に

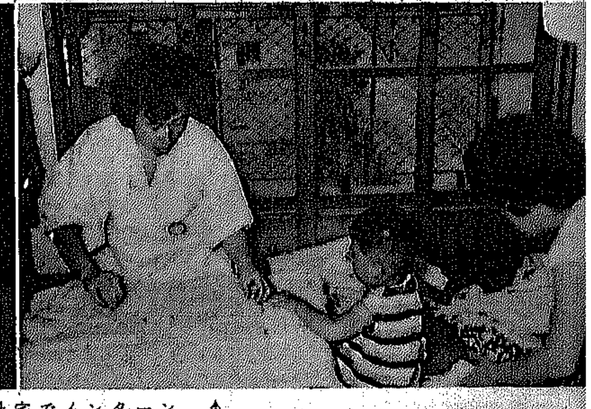

↑ 石川島重工社宅でインターン ↑

労働者と家庭生活

森五郎

一、まえがき

――幸福な家庭生活をもちたい――

人間は誰れしも幸福を求めている。また幸福になる権利がある。このことは労働者についても同じである。

人間の幸福にはいろいろな場がある。仕事から生まれる幸福、恋愛からの幸福、家庭生活からの幸福等々。そして、これらはいずれもそれぞれ違った色合いの幸福である。人生の半ば以上をその中で過ごす家庭生活は、それが幸福であれば心は豊かに、明るく落着いた、人生のオアシスでもあろうか。

しかしながら現実の社会では、特にわが国の労働者で、幸福な家庭生活を享受しえているものは必ずしも多くはないように思われる。もちろん家庭生活の幸福は終局的には外から与えられるものではなくて、自分たち自身で賢明なたゆみない努力で生み出していくものではあるが、そしてまた、それ故に貧しいなかにあっても、「あきらめ」による「淋しい幸福」をもつことできないこともない。しかし、これは真に好ましい心豊かな幸福とはいえない。これをつかむのには、自分たち自身の努力によるだけではなくて、やはり外的な多くの条件が必要であることは明らかである。それは経済的・社会的・人間関係的な諸条件であろう。そこで、この小稿では、これらの諸条件の主なものについて、わが国の現実を省みながら、いろいろ考えてみたいと思う。

二、経済的条件について

幸福な家庭生活を生み出すための第一の基礎条件は、なんといっても一定水準の収入を安定してえられるということにある。殊に近代産業社会では、労働者は自分の労働力の販売によって得られる賃金（給料を含む）が原則として唯一の収入なのであるから、この賃金の水準が健康で文化的な生活をいとなむに足るだけのものであることが、幸福な家庭生活を築き上げるのに欠くことができない条件である。そのために欧米諸国では、今世紀当初以来その形とそいろいろであるが、少なくとも真面目に働く労働者であれば、賃金収入によってある程度適正な生活のできる体制をうち出したのである。それは最低賃金制と統一的団体交渉によって賃金率を社会的に決定するというしくみである。その結果欧米では企業による賃金格差はきわめて少なく（わが国では一、〇〇〇人以上規模の企業の賃金を一〇〇とすれば、一〇〇～五〇人のものは約五〇%、三〇人以下の企業では僅かに二〇%台であるが、欧米では八〇%より低いものは殆どない）、また同一労働同一賃金の原則にしたがって、低い職務や職能者でも（二〇才程度でやれる）世帯がもてる程度（たとえばアメリカでは約三〇〇ドル＝一〇・八万円、実質賃金としては日本の四～五万円程度）の賃金を得ている。その結果、いわゆる中産階級化の傾向も強く、アメリカでは月収四〇〇ドル（実質賃金としては日本の五～六万円）から一四～一五万円）の層が八〇数%に及んでいる。

のに対して、わが国では四分位法で並数に属するものは六〇%にすぎず、しかも大都市勤務者の平均収入でさえ月三・二万円（世帯人員四・五人）でエンゲル係数四〇台（貧乏線から漸く脱した程度）にすぎないのであるから、全労働者家庭の過半数はいまなお明かに貧乏線上にあるといわねばならない。したがって、この低所得層の大幅の賃金増大こそ緊要な課題である。

次に近代産業社会における労働者生活のいま一つの重要な特質は、労働者の収入は原則として労働によってのみしかえられないために、病気や労働不能に陥ったときには、収入が途絶するという点である。これは労働者の家庭生活における最大の不安である。これに対してはわが国でも、一応は健康保険・労働者災害補償・失業保険の諸制度が制定され、平常収入の六〇%が一定期間支給されることは周知のとおりである。しかしながら、一〇〇%のときでさえ貧乏線上にあえぐ過半数の労働者家庭にとって、それが六〇%に減額され、しかも一定期間後には無収入になるという不安は、まことに深刻である。大企業中には健保・労災補による不足部分の四〇%を福利厚生的に補充しているものもあるが、しかしこれは一般ではないだけに、この問題の解決が強く要望される。これは老後の生活についても同じことである。

三、社会的条件について

労働者は経済的生活者であると同時に社会的生活者である。人は社会生活のなかにあって、自らの地位が低いと見られることは最も不快であり、苦痛でさえある。労働者家庭が幸福を築き上げるためには、特に作業に従事する労働者の家庭全員がそのなかで常に顔を合わせて暮らさねばならない地域社会のなかで、また作業労働者自身は経営社会のなかをも加えて、常に卑下したり劣等感をもつことなしに暮らせる状態であることが、欠くことのできない条件である。真の民主社会ではこれが実現される筈である。欧米においても第一次大戦頃までは肉体労働者は社会的地位が低いものとされていた。しかし大戦における労働の重要性の認識と、一九二〇年以後の労働組合運動の力の増大＝労働条件の改善向上とは、労働者の社会的地位を向上させ、平等の地位を確保した。

わが国ではどうであろうか。戦後の民主改革は労働組合の結成を促し、各種の政府委員会にもその代表が参加し、また経営社会のなかでも社工員の身分撤廃が強く要望され促進された。こうして少なくとも公式的には労働者の一般社会的経営社会的地位は向上し対等となった。しかしながら、実際の社会生活ではどうであろうか。そこには特に肉体的に働くものへの永年にわたる下等視感がいまなおかなり強く残存していることは否定できない。「職工」「勤め人」という言葉がなお特殊な意味で語られることが少なくない。このことは労働者家族を近隣生活の中で「肩身の狭い」想いをさせ、引いては生活の明るさを妨げてはいないだろうか。これは幸福への道の一つの阻碍条件であることは確かである。

これはいかにすれば打破できるか。社会的地位の問題は単に理念の問題ではない。その根本は労働者の労働生活条件の惨めさ――それは単に賃金だけの問題ではなくて、たえず残業があったり日曜出勤をしなくてはならない生活、汚れた職場で働き、朝夕は殺人的に混み合う電車でクタクタになって通勤しなくてはならないような生活の惨めさ、また源氏鶏太によって戯画的に誇張されているとはいえ、サラリーマンのあのピエロ的悲哀と自嘲――に起因しているのではあるまいか。我々は社会的地位の低さの真の原因を正しく見きわめて、それの解決に立ち向わねばならない。

四、家族関係の条件について

労働者家庭の幸福を生み出す直接の場、日常的な場は家庭をつくり出している人々そのものと、その関係である。近代産業社会は家族が一緒に働く家内工業や自営農業を、あるいは急速にあるいは緩まんに解体して、全ての生産を資本制的雇用関係のなかにまき込んだか、あるいは巻きこみつつあるといってよい。わが国では、戦争と戦後の産業化の発展が、全世帯の四〇%までを労働者家庭にひき込んだ。特に戦後の特徴は、生活の基盤を賃労働以外にもつ出稼型労働が減少し、専業的な賃労働者、給料生活者が一般化しつつあることである。このことから多くの問題が生まれる。①労働者を世帯主と

ホームヘルプ制度について

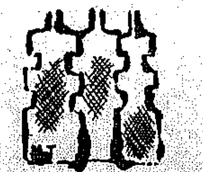

婦人課

一、ホームヘルプ制度と労働者家族福祉

婦人少年局では、労働者家族福祉対策の一環として、かねてホームヘルプ制度について研究していたが、本年四月その方式も「事業内ホームヘルプ制度」という形に定め、これをひろく全国の事業場に普及してゆくことになった。

ホームヘルプ制度というのは、「社会的な家事援助の制度」というようなことであるが、国連では、これを「家庭で通常家事運営を担当しているものが、何らかの事故で一時的にその機能を果たし得なくなった場合に、家庭生活を推進してゆくための組織的なサービス」と定義している。具体的には、一家の主婦が、出産・病気などのため、家事を行なえない場合、同居の家族や家事使用人に代って家事をやらせるという個人的な解決方法に代って、特定の社会的機関が専門的な手代りの人を派遣することにより、社会的に解決をはかろうとするものである。

ホームヘルプというサービスは諸外国ではかなり古くから行なわれていた。国連事務局発行の資料によれば「ホームヘルプサービス」は、一九世紀の終りにスイスではじめられ、一九二〇年代またはやや おくれて、フランス・ドイツ・オランダ・スウェーデン・英国・アメリカ合衆国などに設けられ、今日ではオーストラリア・オーストリア・ベルギー・カナダ・チェコスロバキア・デンマーク・フィンランド・ノールウェイ・ニュージーランドでも行なわれている。これらの諸国におけるこの制度の発展は、それぞれの国によって特色があるが、すべてのホームヘルプサービスの根底にあるものは、家庭の機能を維持すること、子供のために家庭を守り、家庭生活を向上させるという点であるようである。特に、工業化の進んだ国々にあっては、家族崩壊の防止、正常な家庭運営の機能を維持するための重要な方策となっている。

実は工業化のかなり進んだ社会―一方では家族構成が単純化され、家庭内に主婦の手代りとなる成人の同居者がなく、また一方では女子の雇用機会が増大して家庭女中が払底であるというような社会―において、はじめてこのような社会的家事援助の制度が必要となるのである。数世代が同居して、姑・小姑・嫁と女手に事欠かず、男子も家庭の中で生産に従事するような場合、また家庭女中――それも長年にわたって同居する間制の正しい実施がなく、また会社外のお勤め（マージャン・ゴルフ・宴会）が余りにも多いことである。

労働者は誰しも幸福な家庭生活を求めている。またそれは、人としての権利である。それを正しく見定めの実現を阻むものは何か。それを正しく見定め、賢く粘り強く打破しつつ、新しい社会に適応した幸福な家庭のあり方を生み出していかねばならない。

（慶応大学教授）

これらの直接的諸問題の解決について、賢くたゆみなく立ち向うことなしには、豊かに幸福な家庭生活は生み出せない。これはきわめて重要な問題であるが、すでに紙数もつきたし、また本誌本年一月号に那須教授の好個の小稿があるので、それに譲らして頂くことにしたい。ただ一言いいたい。この問題には特にわが国では特別の原因が附加されている。それは、封建的観念の残存という問題は別として、週四十八時

る女中がたやすく求められるような場合ならば、この制度の要請は発生しないであろう。

またこの制度を行なっている国では、一般に家庭内の家事作業の合理化、標準化の傾向が強いが、このことも重要な点である。すなわちホームヘルプ制度において、家庭に派遣されるホームヘルパーは、住込女中とは違って、毎日でも違った家庭に派遣されるのであり、又事故の主婦からは家事の処理について詳細な指示を期待することはできないのであるから、もし派遣先の家庭が、それぞれ独特の名人芸的家事処理法を行なっていて、そこに共通なものがなければ、ヘルパーはまごついて役に立たぬばかりでなく、ヘルパーの労働の基準が設定できないこととなって労務管理上も不都合である。生活様式や家事処理方法のある程度の標準化が、家事サービスを社会的な労働として確立し、制度化していくことを可能にするのである。そしてこの標準化は、工業化、近代化の所産であることはいうまでもない。

ひるがえってわが国をみるとき、以上のような現象は最も強く、都市の労働者の家庭にあらわれている。まず家族構成の面でみれば、農家ではいまだに三世代同居のものが過半数を占めるが、勤労者世帯では八割以上が親子だけの、いわゆる近代家族と推定されるのである。このことは、平常では、いわゆる嫁姑の問題に煩わされることも少なく、スイートホームを楽しめるのであるが、一たん主婦に事故がおきた場合、とくに小さい子供でもいるとたちまち大混乱となる。夫は家庭の外につとめをもち、他に家事を代行するおとなの同居者がないのであるから、平常の整然たる生活の秩序は、たちまちくずれてしまうのである。

このことが、労働者の就労に及ぼす影響は小さくない。婦人少年局の最近の調査によると、勤労者家庭で主婦が就床した場合の家事代行者は、その過半数が夫であり、またその半数は夫が勤務を休んで主婦代理を演じている。他の調査によれば、このような家庭事情による労働者の不就労は年間約六日にのぼっている。

つぎに家庭女中については、近年わが国で非常に女中がへっていることは周知のことである。婦人労働課の最近の調査「住込家事使用人の実情」があるので詳述はしないが、要するに一般勤労者世帯の場合、不時に備えて女中を常時雇っておくなどということは始んど考えられないことである。不時の際だけ頼めるようなしくみとして派出家政婦の制度もあるが、これとても、身分的経済的不安定さから、最近では家政婦になる希望者が減少する傾向にあって、なかなか急の間に合わぬのが実情であり、それに勤労者家庭としてはそれに必要な経済的負担は相当に大きいのである。

一方、家事作業の標準化という点では都市の労働者家庭ではかなりに進んでいるといえる。住宅様式の規格化、電気器具の普及、日用品の商品化などによって、各家庭の家事処理はかなり共通的になって来ておれ、とくに社宅や団地では、この傾向は著しいとみられる。

婦人少年局では、このような労働者家族の特質にかんがみて、労働者家族のために、ホームヘルプ制度が必要であり、且つ可能であると考えた。

ところで、諸外国、特に工業化が進み、労働者世帯が国民全体の大部分をしめるような国でのホームヘルプサービスは、いわゆる福祉国家の進展とともに、総括的な社会福祉体系の中で、全国民を対象として行なわれている。しかし、わが国の社会の現状では、前に述べたような観点から必ずしもそれは必要とはいえないし、また、実際問題として困難な点が多いので、労働者家族のためのホームヘルプ制度としては別の構想を必要とした。即ち「事業内ホームヘルプ制度」である。

二、事業内ホームヘルプ制度

「事業内ホームヘルプ制度」とは、事業場が、家事援助を行なうに適当な婦人を常時雇用しておき、従業員家庭の家事担当者に事故がある時に、家庭からの申請によって、その婦人を派遣して家事援助を行なう方式である。事業場がこの制度の実施主体となり、事業内福利厚生の制度として、事業場従業員家庭を対象として行なう、いわば事業場単位の方式である。

さてこの「事業内ホームヘルプ制度」を行政として推進するために、婦人少年局では慎重な研究を重ねた上、省内では労働基準局及び職業安定局と十分協議して、別掲のような「事業場における従業員家族のための家事援助制度推進要綱」を定めた。この要綱では、婦人少年局が推進する「事業内ホームヘルプ制度」の方式について、かなり厳密な規制をしている。即ち「制度の方式」としてあげられた十余の各号のそれぞれが、「事業内ホームヘルプ制度」を実施運営する上に欠いてはならない事項なのである。

各号の一々について詳述することは紙面の都合でできないが、ホームヘルプ制度という制度が従来にみられない新しいものであること、特に人を動かして運営されるものであること、さらにホームヘルパーの作業が、事業場外に出て、私生活の場である家庭での家事処理を行なうことなどから、現行法規や制度との関係、ホームヘルパーの保護と管理の問題、実施主体たる事業場の管理権と利益の擁護の問題、家庭の保護の点などを配慮する必要から出たものである。

まず第一に、事業場がヘルパーを雇用し、それを家庭に派遣して就労させるということは、職業安定法に

進することとした。すでに数度の説明会の開催や、相談指導の結果、後に述べるホームヘルパー養成講習の修了生を雇用、本制度を開始した事業場が多くみられる。

ホームヘルパーの訓練については、第一回ホームヘルパー養成講習を、六月二十日から一か月にわたって、日本女子大学校楓館で行ない、三十名の修了生を出した（本誌十二ページ）受講生を公募した際には、九百名にのぼる応募があり、中年婦人にとってホームヘルパーという職業が魅力あるものであることを物語っている。

さて要綱中に「ホームヘルパーは一定水準の家事技術を有するものとする」とあるが、女だから家事くらいやれようとか、家庭生活の経験があるからホームヘルパーになれるだろうと簡単に考えるべきではない。ホームヘルパーは、調理、洗濯、乳幼児の扱い、その他の家事技術に練達であり、家事サービスに関して、専門的職業従事者としての訓練を経たものでなければならない。そのようなホームヘルパーであって始めて、派遣する事業場側と、派遣をうける家庭との双方から信頼を得られるばかりでなく、この事はまた前に述べた、労働者供給の疑いを除くためにも必要なことである。

そのような趣旨から、この度の講習は日本女子大学の教授等を講師陣とし、カリキュラムを編成したのであるが、その内容中特色ある項としては「標準家事作業の研究」と「インターン」であろう。

家事作業の標準化がなければ、家事サービスは近代的職業になり難いことは前に述べた。商品経済の発達とマスコミの普及は、主婦の家事作業をもかなり標準的なものとした。しかし「主婦」の家事作業はやはりやるだけきりはなく、且つ個性的であることが普通である。「ホームヘルパー」の家事作業は、そのような混然とした各家庭様々の家事の中から、平常の家庭生活の秩序を一応保つに必要な基礎的な作業を手順よく抜き出し、各家庭の事情に応じて必要な作業を手順よく能率的に排列編成し、所定の八時間の労働時間内に作業を完了する、という事が必要である。そのように編成されている家事作業の一つの型、それを標準家事作業と呼んでいる。この型があれば、ホームヘルパーが派遣先で主婦の指示がない時、何をしてよいかわからないでボンヤリしてしまうとか、自分の好きな得意の仕事のみにかかりきって、他に必要な作業をやり残してしまうとか、または、あれもこれもと一切の作業を引きうけて過労に陥るというようなことをまぬがれることができる。

標準家事作業というヘルパーの作業の型があることは、制度実施者の側からも大切なことである。ホームヘルパーが派遣先でどの程度の内容の作業をし、それがどの程度の労働であるかということが把握されていなければ、ホームヘルパーの労務管理は不可能となろう。制度管理上の権限と責任からいってぜひ必要なことである。

今回の講習に際して、日本女子大学氏家数授の指導の下に、標準家事作業の研究が行なわれ、六種の異った事情の下にある家庭での作業計画がつくられた。婦人少年局ではこれをもとにして、数種の標準家事作業の型を作り、事業場で実施する際の参考に供することとした。

インターンは、ホームヘルパーとしての実務の綜合的実地訓練であって、石川島重工業株式会社をインターン事業場に委嘱し、同社の従業員家庭が、その「場」を提供した。

養成中、一般教養、基礎理論及び実習の各科目の訓練をふまえた上での、標準家事作業の研究とインターンとは、修了生に自信を深めさせたものと思われる。

今後ホームヘルプ制度の推進は、段階的に全国にひろげることになろうが、第二段階として、関西地区、北九州地区が考えられている。また、養成講習についても、今後の需要の程度とにらみ合わせて考えることになろう。

また、ホームヘルパーの資格認定のための措置や、ヘルパー指導員の養成の要望もあり、さらに単独では本制度を実施し難い小規模事業場でのそれをどうするか、その他多くの問題があるが、今後わが国の事業場で、事業内ホームヘルプ制度が採用され、労働者家族の福祉をすすめると共に、婦人の新しい職業分野の開拓と、家事サービス職業の近代化に大きな貢献をすることを期待するものである。

三、本制度の普及方針

本制度の推進態勢としては、各婦人少年室が中心となり、これに労働基準監督機関及び職業安定機関の協力を得ることとしている。各婦人少年室では本制度の趣旨の周知に努めると共に、個々の事業場に対して本制度採用の勧奨及び運営についての相談指導を行なう。また婦人少年局ではホームヘルパーとして適当な婦人を養成するための訓練計画をたて随時実施する。

推進の目標としては、もちろん、全国の事業場にひろく本制度が普及されることを期待する訳、第一段階としては、東京ならびにその近県ブロックでこれを推

事業場における従業員家族のための家事援助制度推進要綱

一、趣旨

労働者の家庭生活の安定向上をはかることは、労働者の福祉はもとより、労働生産性の向上に極めて大きな意義をもつものであることにかんがみ、労働者家族福祉対策の一環として、労働者家庭に対する家事援助の制度を次の方式により広く全国の事業場に普及することによって、労働者家庭の安定をはかり、あわせて婦人の新しい職業分野の開拓ならびに近代的家事サービス職業の確立に寄与しようとするものである。

二　制度の方式

㈠制度の名称

この制度は、事業内ホームヘルプ制度と称する。

㈡制度の目的

この制度は、労働者の家庭に対して不時の際、家事援助を行なうことにより、その家庭生活の安定をはかり、労働者が安心して勤務に従事しうるようにすることを目的とする。

㈢実施主体

この制度の実施主体は、事業場を原則とする。

㈣制度の性格

この制度は、事業場が福利厚生の事業として行なうものである。

㈤制度の運営

この制度は、実施主体の直接管理の下に運営されるものとする。

㈥家事援助の方法

家事援助の方法は、実施主体がその雇用する家事援助者（ホームヘルパー）を家庭に派遣することによって行なうものとする。

㈦家事援助を行なう対象の範囲

家事援助を行なう対象は、当該事業場の従業員の家庭とする。

㈧ホームヘルパーを派遣する事由

ホームヘルパーは、家庭における平常時の家事担当者の出産、疾病等の事故により一時的に家事運営に支障をきたした場合に派遣するものとする。

㈨家事援助作業の内容

家事援助作業の内容は、援助を必要とする事由に応じ制度実施者がホームヘルパーに指示するものであるが、その範囲は、平常の家事運営に必要な作業をこえないものとする。

㈩ホームヘルパーの資格

ホームヘルパーは、一定水準の家事作業の技術を有するものとする。

(11)ホームヘルパーの扱い

この制度は、労働者の家庭に対して不時の際、家事援助を行なうことにより、その家庭生活の安定をはかり、労働者が安心して勤務に従事しうるようにすることを目的とする。

(12)実施主体

この制度の実施主体は、事業場を原則とする。

(13)制度の性格

この制度は、事業場が福利厚生の事業として行なうものである。

(14)制度の運営

この制度は、実施主体の直接管理の下に運営されるものとする。

(15)家事援助の方法

家事援助の方法は、実施主体がその雇用する家事援助者（ホームヘルパー）を家庭に派遣することによって行なうものとする。

(16)家事援助を行なう対象の範囲

家事援助を行なう対象は、当該事業場の従業員の家庭とする。

(17)ホームヘルパーを派遣する事由

ホームヘルパーは、家庭における平常時の家事担当者の出産、疾病等の事故により一時的に家事運営に支障をきたした場合に派遣するものとする。

(18)家事援助作業の内容

家事援助作業の内容は、援助を必要とする事由に応じ制度実施者がホームヘルパーに指示するものであるが、その範囲は、平常の家事運営に必要な作業をこえないものとする。

(19)ホームヘルパーの資格

ホームヘルパーは、一定水準の家事作業の技術を有するものとする。

(20)ホームヘルパーの扱い

この制度によるホームヘルパーは、労働基準法上の労働者として扱われるものとする。

(21)実施の細目

この制度の実施の細目は、別に定める基準によるものとする。

(22)その他

この制度によるホームヘルパーの派遣は、職業安定法にいう労働者供給には該当しない。

三　推進の措置

(23)制度の普及

イ、婦人少年室長は、事業場に対して事業内ホームヘルプ制度の趣旨の周知をはかり、その実施を勧奨して、本制度の普及をはかるものとする。

(24)運営指導

事業内ホームヘルプ制度の適正な運営をはかるため、制度実施者に対する指導を次の方法により行なう。

イ、婦人少年室長は、本制度を実施しようとする事業場に対して、実施方法一般に関する相談に応じ指導を行なう。

ロ、婦人少年室長は、本制度実施事業場の制度運営の実態について、訪問調査等により随時指導を行なう。

ハ、婦人少年室長は、前項の指導に際しては、労働基準監督機関並びに職業安定機関と密接な連絡をとって行なうものとする。

(25)ホームヘルパーの訓練

ホームヘルパーの養成とその資質の向上をはかって、本制度の普及と適正な運営に資するため、ホームヘルパーの業務に必要な知識技能に関する訓練の計画をたて、その実施につとめる。

労働者家族福祉運動実施要領

一　趣　旨　労働者の家庭生活が円満に運営されることは、個々の家庭の安定としあわせ、ならびに労働者の生産活動にとって、欠くことのできない条件であるばかりでなく、労働者世帯数の増加傾向と相まって、わが国経済の発展に及ぼす力も大なるものがあるに鑑みて、労使並びに労働者主婦及び関係諸機関・団体等が、労働者家族福祉についての関心を深めるように促すために本運動を全国的に行なう。

二　期　間　昭和三十五年十月一日～十月二十日

三　重　点

(1) 労働者家族の福祉をたかめるために、事業場・労働組合・労働者主婦・その他関係諸機関・団体等が労働者家族問題について関心を深めるように促す。

(2) 労働者家庭における消費生活の質的向上について認識を深めるように促し、「勤労者家庭の消費生活向上五か年計画」推進のための機運を醸成する。

(3) 中小企業労働者家族の福祉対策樹立のために問題を把握、研究する。

(4) ホームヘルプ制度の周知をはかる。

四　実施事項

本省の行なうこと

(1) 労働者家族消費生活問題専門家会議

(2) 労働者家族消費生活問題懇談会―労働者家族問題について関心を深めるための会議等―

(3) その他

機関等―

(3) 労働者家族消費生活セミナー―特定県一か所―

婦人少年室の行なうこと

(1) 労働者家族福祉問題研究会議

テーマ

イ、消費生活の向上について

ロ、中小企業労働者家族問題について

ハ、ホームヘルプ制度について

(2) 主婦のための消費生活セミナー

(3) 報道機関及び事業場・関係諸機関・団体等の報道機材の利用による問題の啓発

イ、資料及びニュースの提供

ロ、企画の提供―放送・紙上座談会、対談等―

事業場・労働組合・労働者主婦組織の自主的活動を促すもの

(1) 消費生活問題の研究のための会合・調査等

(2) その他

関係諸機関・団体等の自主的活動を促すもの

(1) 消費生活向上に関する講演会・研究会等

(2) 中小企業労働者主婦のためのレクリエーション

(3) その他

第一回ホームヘルパー養成講習の養成内容と講師について

第一回ホームヘルパー養成講習は別掲（本誌十二ページ）のとおり、六月二十日から七月十六日までの四週間、東京で行なわれたが、この講習では、ホームヘルパーとして必要な基礎理論と実習、及び実務訓練がつぎのような養成課程と講師によって行なわれた。

養成課程		講師
(1) ホームヘルパーとしての専門的教養		
課目		
(2) 家事作業の基礎理論及び実習		
イ 調理	ロ 被服	ハ 住居
ニ 乳幼児の世話	ホ 病人の世話	
ヘ 応接	ト 家庭管理	
(3) 家事作業編成（標準家事作業）の研究		
イ 家事担当者の出産のケースにおける標準家事作業		日本女子大学教授 武藤静子
ロ 家事担当者の病気のケースにおける標準家事作業		日本女子大学専任講師 加藤翠
ハ 家事担当者の不在のケースにおける標準家事作業		日本女子大学家政学部長教授 氏家寿子
ニ その他		（病人の世話） 日本赤十字社中央病院家庭看護教師 鈴木みち 小池田鶴子
(4) 実地見学		（家庭管理） 日本女子大学家政学部長教授 氏家寿子
イ インターン事業場における生産活動、ホームヘルプ制度の運営、及びホームヘルパーの活動		（標準家事作業研究） 日本女子大学家政学部長教授 氏家寿子
ロ 産院・病院における病人の介護及び乳児院・保育所における乳幼児の保育		日本女子大学教授 戸野村操
		日本女子大学教授 中谷貞
		日本女子大学生活芸術科長教授 柴谷邦
(5) 実務訓練		
ホームヘルパーとしての実務の総合的実地訓練（インターン事業場において行なう）		労働省関係者
	（教養）	日本女子大学教授 中谷貞
	（調理）	桜楓学園講師 和田智恵
	（器具・燃料）	日本女子大学教授 奥田富子
	（被服）	日本女子大学教授 戸野村操
	（住居）	日本女子大学生活芸術科長教授 柴谷邦
	（乳幼児の世話）	日本女子大学助教授 武田ます
	（病人の世話）	日本女子大学兼任講師 医学博士 長竹正春
		日本女子大学教授 医学博士 武藤静子
		日本女子大学専任講師 加藤翠
		日本女子大学家政学部長教授 氏家寿子
		日本赤十字社中央病院家庭看護教師 鈴木みち 小池田鶴子
		日本女子大学家政学部長教授 氏家寿子

労働白書解説

三四年の労働経済と婦人・年少者の問題

労働省労働経済課

岩戸景気とよばれた三四年の好況過程で、労働経済はいちじるしい改善を示したが、その改善の程度や内容はどうであったか。それらの点を、三四年の労働白書によって辿ってみよう。なお、白書では婦人と年少者の問題について特別の項目が設けられていないが、産業発展途上における諸問題をあつかった総論の後半の部分には、女子を含んだ若年層に関する記述が少なくない。そこで、「産業発展途上における諸問題」についてでは、とくに若年層の需給の問題に焦点をしぼって解説することにしたい。

一、改善をみた労働経済

(1)改善の程度

三四年の労働経済は、雇用・労働市場・賃金・家計などさまざまな分野をつうじて顕著な改善を示した（第一表）。しかし、単に労働者が増えたとか、賃金が上がったとかいう量的な側面からとらえられる改善にとどまらず、質的な改善も明らかに認められた。それは、比較的労働条件の高い大企業の労働者の増え方が中小企業労働者の増え方よりも大きかったこと、戦後一貫して拡大しつづけてきた大企業と中小企業の賃金の格差が、これまでとは逆にやや縮小する気配を示したこと等である。また、転職希望者・追加就業希望者・新規就業希望者のなかで求職中のもの、すなわち意識面からみた不完全就業者がひきつづき減少する傾向のみられたことも注目される動きであった。

以上のような労働経済の改善は、予想をはるかに上回った三四年の経済規模の拡大を背景として、急テンポで進んだ。大体、三二年半ば以降の景気後退期には、失業者の増加、雇用の手控え、賃金ののびなやみなど、労働経済の暗い動きがめだっていたが、三三年後半になると、景気の好転にともなって労働経済も徐々に回復しはじめ、三四年に入るとともに回復は本格的な改善に移った。その結果、常用雇用の年間の増加率、労働市場の改善の程度は、神武景気といわれた三一年をしのぎ、賃金の上昇率も三一年とほぼ同じ程度に達したのである。

第1表　労働経済の改善　(33年平均=100)

年	雇用（製造業）	有効求人（全産業）	賃金（製造業）	家計費（全都市）
昭和31年	109.5	129.7	109.3	105.5
32	122.7	162.0	113.1	114.2
33	125.4	155.0	116.2	121.4
34	136.3	192.6	126.0	129.0

（資料出所）雇用，賃金は労働省「毎月勤務統計」
有効求人は労働省「労働市場年報」
家計費は総理府統計局「家計調査」

そこで、これらの改善状況を部門別にみよう。雇用面では、生産の拡大にともない、年初以来、製造業を中心に雇用の増勢が高まる傾向にあったが、とくに下期に入って経済の先行き見とおしが明るくなると、繊維や金属機械産業の大企業で求人が積極化し、雇用増加の中心は小企業から大企業へ移ってきた。

労働市場面では、年間をつうじて製造業を中心として求人が大幅に増加したにもかかわらず、求職者がのびなやんだため、求人に対する求職の倍率（殺到率）は、下期には神武景気の時期をさらに下回る二・一倍まで低下した。大都市工業地帯では、中小零細企業を中心として若年労働力の入手難、技能労働者の不足が激化するという現象もみられた。

賃金面でも、三四年に入ると定期給与の増勢が顕著になった。特別給与も企業収益の増大にともなって前年の停滞から増加に転じている。

(2)改善の内容

三三年から三四年にかけて、雇用や賃金は以上のようなめだった改善を示したが、その改善の内容はどんな性格のものであったであろうか。まず最近の雇用の動きをみて注目されるのは、三〇年ごろをさかいにして雇用増加のテンポがかなり速くなっていることである。つまり、二七～三〇年の年平均増加率が四・四%

にすぎなかったのに対して、三〇～三四年は七・四%となっている。

このような動きがみられるのは、主として三〇年以降、製造業の雇用が大幅に増加した結果である。ところで、この製造業の雇用の大幅な増加は、雇用吸収率の高い機械産業を中心とした最近のいちじるしい生産の拡大によってもたらされた。二七～三〇年の製造業の雇用増加率（年平均）四・六%のうち、金属機械産業の増加率は一・六%（機械のみ一・二%）にすぎなかったが、三〇～三四年には雇用増加率九・一%中、金属機械工業は約五・一%（機械産業だけで約四・〇%となっている。

この金属、機械産業を中心とした顕著な雇用増加の傾向は、三〇年ごろから本格化しはじめた大企業の設備更新あるいは拡張にともなう生産の拡大と、その中小企業への波及を反映したものである。それだけにこの分野では、後にのべるようにとくに臨時工や女子を中心とした若年層の比重が高まりつつあるのが注目される。

以上のような三〇年以降の大幅な雇用増加傾向に対して、一方、賃金の動きは必ずしもそれと歩調をそろえていない。賃金の上昇率は、同じ好況期を比べてみても、三一年、三四年よりも二八年の方がはるかに高い。しかし、賃金支払総額ののびは、相互にそれほどひらいていない。この点からいっても、三一年、三四年には好況の影響がどちらかといえば、雇用の増加というかたちをとってあらわれたとみることができる。

なお、二八年ごろ賃金を増加させた要因はもっぱら給与改訂にあったが、三一年、三四年にはそれに代って特別給与や超過勤務給の役割が大きくなっている。もっとも、三四年を三一年とくらべると、昇給や給与改訂の動きがわずかではあるがふたたびめだってきている。これは、賃金を引上げることによって求人難を緩和しようとした中小企業の努力とかなり密接な関係があるようにもおもわれる。

動労者の家計は、ここ数年来景気変動の影響をあまりうけず、着実な改善をつづけてきた。三〇年から三四年にかけて消費水準は約二四%上昇し、黒字率は八%から一三%に高まっている。消費内容をみると、商級食品、耐久消費財を中心とする家具什器、教養娯楽交際関係の費用の増加がめだち、消費の高級化がうかがわれる。

しかし、収入の増加や消費改善の程度は、低所得層ほど低い。たとえば、高所得層では家具什器・教養娯楽交際費などの支出増が大きいが、低所得層では、食料・家賃・地代等の比較的生活必需的な費目で消費が増加しているにすぎないのである。また、これらの低所得世帯の消費改善要求が、女子を含めた若年層を中心とする最近の雇用機会の拡大とあいまって、低所得層の有業率を高めつつあることもみのがせない。

二、若年層を中心とした労働力需給の問題

(1)最近の労働力需要の特徴

最近の労働市場では、若年層に対する需要が急速に高まっている。それでは一体どんな産業で若年層に対する需要が高まったのであろうか。労働省の「労働異動調査」によれば、製造業の入職者のなかで占める若年層の比重は、少なくとも大企業の場合には明らかに年々高まっている。このような動きが大企業でみられるのは、金属機械産業、なかでも電気機器産業で若年労働力需要が近年いちじるしく旺盛になってきたためである。それは、三〇年ごろから大企業を中心として技術革新を背景としている。というのは、機械の連続化、半自動化をつうじて単純労働分野を拡大し、不熟練労働者に対する需要を高めるという性格をもっているからである。電気機器産業の場合、組織工程とか組立工程とかでは、この変化がもっとも単的にとらえられる。このような技術的条件の変化、すなわち作業の単純化こそが、婦人や年少者等の無技能、無経験で、コストの安い労働力に対する需要を高める根本的な要因である。

電気機器産業を中心とした金属機械産業では、以上のように技術革新が進展している大企業の場合はいうまでもなく、中小企業でもそれなりに機械化、合理化がすすんでいる。そのため、中小企業でも大企業に準じて単純労働分野が拡大し、求人側にとっては成人労働力ほどコストのかからない若年労働力を利用できる新しい条件が生まれつつあるといえる。

どちらかといえば労働条件の高い金属機械産業における以上のような求人の増加は、それを求職者の側からみれば、相対的にめぐまれた雇用機会がひろがったことを意味する。最近、金属機械部門に学卒労働力を中心とした若年層が集中する傾向がめだっていることの背後には、そのような事情がある。

(2)若年労働力不足と労働条件の改善

金属機械産業を中心として若年労働力需要は飛躍的に高まっているが、その供給が需要に応じて弾力的に増加することは現状では到底期待しえない。それは、たとえば年々中学を卒業するものの数に限りがあることと、さらに最近進学率がめだって向上しつつあることからも明らかである。この需要と供給のくいちがいこそが、若年労働力の不足をもたらした主要因である（第二表）。

しかし、その不足は、若年労働力需要が急速に高まりつつある、労働条件の比較的高い金属機械産業等のとくに機械産業の場合には、機械の連続化、半自動化をつうじて単純労働分野を拡大し、不熟練労働者に対する需要を高めるという性格をもっているからである。電気機器産業の場合、組織工程とか組立工程とかでは、この変化がもっとも単的にとらえられる。このような技術的条件の変化、すなわち作業の単純化こそが、婦人や年少者等の無技能、無経験で、コストの安い労働力に対する需要を高める根本的な要因である。

電気機器産業を中心とした金属機械産業では、以上のように技術革新が進展している大企業の場合はいうまでもなく、中小企業でもそれなりに機械化、合理化がすすんでいる。そのため、中小企業でも大企業に準じて単純労働分野が拡大し、求人側にとっては成人労働力ほどコストのかからない若年労働力を利用できる新しい条件が生まれつつあるといえる。

どちらかといえば労働条件の高い金属機械産業における以上のような求人の増加は、それを求職者の側からみれば、相対的にめぐまれた雇用機会がひろがったことを意味する。最近、金属機械部門に学卒労働力を中心とした若年層が集中する傾向がめだっていることの背後には、そのような事情がある。

(2)若年労働力不足と労働条件の改善

金属機械産業を中心として若年労働力需要は飛躍的に高まっているが、その供給が需要に応じて弾力的に増加することは現状では到底期待しえない。それは、たとえば年々中学を卒業するものの数に限りがあることと、さらに最近進学率がめだって向上しつつあることからも明らかである。この需要と供給のくいちがいこそが、若年労働力の不足をもたらした主要因である（第二表）。

しかし、その不足は、若年労働力需要が急速に高まりつつある、労働条件の比較的高い金属機械産業等の

第2表　中学卒業者の求職，求人の推移

年次	求職(A)	求人(B)	倍率 A/B
昭和31年	537,150人	510,650人	1.05倍
32	597,501	680,425	0.88
33	578,019	667,447	0:87
34	575,460	667,506	0.86
35	437,415	786,061	0.56

（資料出所）労働省「職安業務統計」

大企業や中小企業よりも、むしろ若年労働力がもっぱら低賃金の補助的あるいは短期的労働力として期待されてきた分野で深刻化している。その分野というのは、たとえば繊維等の中小零細製造業、あるいは商業・サービス業等である。とくに大都市の小零細企業では、これまでその労働力を農村地帯から調達する場合が少なくなかっただけに、地方における新しい雇用機会の発生や、寄宿舎制度の完備した大都市工業地帯の大企業や中小企業求人の増加によって、大きな影響を蒙っている。

このような中小零細企業における若年労働力不足は、生産を阻害する要因となりつつある面もないではないが、それよりもむしろ注目されるのは、それがどちらかといえばおくれた分野の賃金その他の労働条件の改善を促す重要な契機となっている点である。学卒労働者の初任給の引上げ、昇給制度、退職金制度、福利厚生施設の整備、退休制の採用等というかたちをとった賃金その他の労働条件の改善は、この積極面のあらわれといえる。三四年の労働経済の特徴としてすでに指摘した賃金の規模別格差縮小の動きは、以上のような中小企業の若年層を中心とする賃金の改善にもとづくところが大きい。実際、ここ数年来、小零細企業の若年労働者の賃金の上昇は、大企業に比べてかなりいちじるしいものがある（第三表）。とくにこの一、二年の動きをみても、中小企業における初任給の改善や商業を中心とする零細企業（常用労働者一～四人の事業所）の若年労働者の賃金の上昇がめだっている。零細企業では、通勤労働者よりもさらに低賃金の住込み労働者の方が賃金の上昇率が高い。

女子を含めた若年層の賃金その他の労働条件の改善は、戦後の学制改革や教育内容の変化、社会全体の民主的風潮に根ざした労働者意識の変化や、産業発展にともなう近代的労働者層の増大という社会的基盤の変化によるところも少なくない。しかし、直接的には、中小企業を中心とした労働力不足が契機となって、最低賃金や集団求人方式の採用等による労務管理の合理化が積極化しはじめたといってよかろう。

第3表　賃金の上昇率　(34年/29年)

性	年令	10～99人	100～999人	1000人以上
男子	18才未満	30.6%	21.7%	17.9%
	18才以上20才未満	25.9	15.5	17.1
	20才以上25才未満	27.8	13.8	9.9
	25才以上30才未満	26.0	15.8	15.9
女子	18才未満	27.0	16.6	10.8
	18才以上20才未満	27.2	16.0	3.5
	20才以上25才未満	27.6	17.6	8.5
	25才以上30才未満	32.1	24.0	23.0

（資料出所）労働省「個人別賃金調査」「賃金構造基本調査」

(3)のこされた問題点

若年労働力不足を契機として、若年層を中心とした賃金その他の労働条件の改善がすすんでいるとはいえ、若年労働者の将来には手放しで楽観できないいくつかの問題がのこされている。

その一は、中小企業を中心としてたしかに労働力不足が生じているが、その労働力不足は、若年層や技能工の不足に限られているということと関連している。つまり、若年労働力需要が高まるのは、大まかにいってしまえば、その労働力が他の成人労働力に比べて割安であるためにほかならない。したがって若年層を中心とする労働力の不足が激化しつつある反面、高年齢者の過剰はなお広汎に存在している。

その二は、中小企業では若年労働者の賃金がいぜん低いこと、しかも将来にわたってそれが改善される見とおしもあまり明るいとはいえないことである。賃金その他の労働条件の改善は、現在の段階ではまださしあたりの労働力不足を緩和するための場つなぎ的な要素がきわめて強い。中堅層の賃金の改善が立ちおくれていること、長時間労働が解消されていないこと、災害率の高いことなどはその証拠でもあろう。

その三は、若年層のなかにも、臨時工とよばれる不安定な労働者が、大企業を中心として増える傾向にあることである。機械化、合理化の結果としての単純労働分野の拡大は、年功を経た賃金の高い熟練労働者の代りに、無経験、無技能で、低賃金の若年労働者をあてうる条件をつくり出した。その結果、将来を保証しなければならない労働者よりも、企業にとって負担度の小さくてすむ臨時工、あるいは臨時工的機能を期待できる女子に対する需要が高まってきている。この点は、婦人や年少者の問題と関連して、とくに注目される。

× × ×

第一回ホームヘルパー養成講習受講生の記録から

第一回ホームヘルパー養成講習は、六月二十日から七月十六日までの四週間、日曜を除き、毎日午前九時から午後四時半まで八時限の授業で行なわれた。実習、見学では時々規定時間を越える日もあったが、三十人中一人の落伍者もなく、揃って喜びの修了証書を手にした。この講習で受講生達は、人生半ばにして再び入った学生生活を十分に享受し、学識を深めると共に、得がたい数師や友人とも親しく接し得たことを喜びとしていたようである。以下、受講生の手記による日誌・実地見学記録・受講感想等の記録を抜すいして、その学習生活の消息をうかがってみよう。

講習の第一週・第二週は教養科目並びに家事作業の基礎理論及び実習、第三週は家事作業編成（標準家事作業の研究）、第四週は実務の実地訓練（インターン）の日程で行なわれ、第一週から第三週までの毎土曜日は実地見学がなされた。

（表紙2の写真参照）

六月二十日(月)　今日は待望の開講式である。式は労働省・日本女子大・来賓等関係者の臨席する中で厳粛に行なわれたが、報道陣のフラッシュの雨をあびて胸が高なる思いがした。諸先生方からは暖いお祝いや励ましの言葉を沢山戴き、テストケースとしての自分達の責任を痛感した。昼食は講師の先生方も交え、主催者側の御馳走に一同舌づつみを打ち歓談の一時を過ごした。午後から学内見学、その広大なのに驚き、方角が判らなくなってお上りさんのように心細いことちがした。午後三時からは早速労働省の高橋婦人課長の「ホームヘルプ制度について」の初講義があり、緊張と感激の第一日を終えた。

六月二十一日(火)　講習は楽しい。家から学校までちょうど一時間かかるが、ラッシュアワーの混んだ電車に乗って通うことがちっとも苦にならない。午前には、大羽婦人労働課長より「職業人としての心構え」を伺った。働くことの厳しさは勤めた経験もあるので覚悟はしていたものの、長年の家庭生活でゆるんだネジをあらためてしめ直される思いがした。

六月二十三日(木)　今日は前日に引き続き、奥田先生より「燃料」の講義を実験を交えながら聞いた。十五年も二十年も科学という学科から離れていた私達主婦には、専門用語・化学記号・化学方程式をふんだんに使っての講義は程度が高くて苦手。お話は適当なユーモアがあって面白いが、かんじんの本論はのみこめぬところが多くて悲しくなった。午後は病人食の料理実習である。重湯・各種おかゆ、その副食物等の作り方私達が職につけば直ちに役に立つことであろう。終って沢山のおかゆの試食にはみないささかもて余し気味であった。

六月二十五日(土)　受講以来、始めての見学日である。午前八時四十五分母子愛育研究所前に集合、待合室で婦長さんから、設立の趣旨、施設内容、乳児の扱い方等について聞き、所内を見学する。哺育室は親が病弱、或るいは職務上の都合等で育てられない一才未満の乳児を預るところとのこと。行き届いた明るい天国のような部屋をのぞきながら、一年間別々に暮らす親子の愛情問題や、一日七百円という預り料について考えさせられた。未熟児室では、わが子もあの箱にお世話になり、どんなに心配したことかと、今はもう成長した子供の幼い日をなつかしく思い出した。

六月二十六日(日)　〃受講一週間を省みて〃A子　ぎっしりつまった時間割の中で一週間が早くも過ぎた。どの講義もみなその道の権威の先生方で、時にはむずかし過ぎることもあるけれど、一生けんめい聞き理解しようと努力している。今まで家にとじこもって行き当たりばったりのような生活をしていたことがもったいなかったと思う程、この一週間は充実した毎日であった。今後この講習期間はもちろん、終ってからも一歩一歩前進した毎日を送ろうと決心している。

B子　講義の進むにつれて、なかなか仕事を得られない中年層の私達にとり、大きな福音であるヘルパーの仕事の意義を強く痛感するが、時には自分の力、経験の浅さにしり込みしたいような気持になることもある。経験豊富な方々におくれないよう、人一倍の努力と誠実さを忘れずにつとめよう。

C子　ホームヘルパーのことを新聞紙上でみた時、幸い夫も子供も賛成してくれたし、とにかく結婚後二十年近く家庭内の事をしていたのだから、何とか自分でもできるだろうと思っていたが、それが大変甘い考えだったことがこの一週間でわかり、恐ろしい気がしている。今までは夫や子供に甘えたわが家のみに通用する家事処理であった。ぜひとも就業に必要な技術を身につけねばと今後の努力を誓うばかりである。また、この一週間で嬉しいことは、私の受講に夫と子供が協力し、励ましてくれたことである。

六月二十七日(月)　休日明けのすがすがしい気持で出席する。どの顔もたった一週間で旧知に出会ったように自ら親しみを感ずる今朝である。昨日は講習

に通うようになってから始めての日曜日であったが、私だけが一日中忙しさに追い回されていたのかと思いながら皆に聞くと、いずれも大変忙しい日曜日を過ごされたようだ。午前は被服管理についての講義である。日常の手入れから始まり、新しい繊維、各種の洗濯用具、洗濯の仕方等、その間に先生御自身の合理的な生活の御様子など挿入しての楽しいお話であった。午後は洗濯実習、各人持参の汚れ物を拡げ、目方を計り、水量・洗剤量等を計算し、洗濯にかかる。汚点抜きもいろいろ実験したが、ノートを見なくとも、いつ、どこででも実行できるよう覚えなくては……。

六月三十日(木)　今日の暑さはまた格別である。講義を聞いていてもだらだらと汗が流れる。午前中は「保健食一日の献立」の講義と実習で、もうおおいに馴れたので気持も合って、すらすらと実習も進む。皆真剣で意慾的だ。また年齢に比べて非常に若い気持の方達ばかりなのに驚く。今まで何回かPTAの集まりなどにも出席したが、そこで接する方達とは全く違ったいいお友達ができたことを心から喜んでいる。

七月一日(金)　日赤中央病院でAB二班に分かれて家庭看護の実習である。看護者の手の消毒法、エプロンのはずし方、体温の計り方、ベッドの作り方、病人の動かし方等について教わったが、平易な説明後、一つずつ直ちに実地に移るので非常に覚え易く自分のものになった。受講生一人一人が互いに患者や看護婦・説明者になり合って、笑いの中に和かな一日を過ごした。

七月四日(月)　毎日、第四時限はお昼の弁当作りを兼ねて、調理の実習である。この時間は、皆の最も得意な楽しい時間であるとともに、ここでは組のものが短時間に互に協力し合うことも学んだ。今日はサンドイッチであったが、各組ともマヨネーズソースの作り方に失敗し、その直し方も教わった（注、料理実習・掃除当番・標準家事作業の実習等は五人を一組とする組単位で行なった）。

七月五日(火)　明日から入る標準家事作業の研究課題が発表され、くじびきで各組の担当課題及び実施日取りがきまった。実習場となる生活実習家屋もみせてもらい、各組とも額を集めて作業計画の打合わせで大騒ぎ。どうやらプランを立て、ヘルパーとなる代表選手をMさんにお願いして校門を出たのは六時半過ぎであった。

七月六日(水)　標準家事作業研究の第一日である。今まで習得した知識や技術を実際に活用して総合的に作業を行なうのであるが、どんなことになるのかと皆落着かない様子。やがて氏家先生始め諸先生方もお見えになり初めて御注意をいただく。今日のケースは午前が家事担当者が不在で幼児二人がいる家庭（但し幼稚園に行っていないものとする）午後は「家事担当者が不在で病人の家族（胃腸病で比較的長く床についている）がいる家庭」というケース。本当の子供まで実際に用意されているのには驚いた。ヘルパーになったもの以外は障子か壁の役わりで、だまって観察見学するはずであったが、その壁がゆれて動いたり、さわがしいこともあったりで、さぞやりにくかったことであろう。しかし担当者はいずれも落ち着いた動作とにこやかな態度、手ぎわよい仕事ぶりで解決してくれたので大変嬉しかった。終って先生より、午前、午後それぞれの作業に対し、御批評と御注意をいただいたが、勉強になった貴重な一日であった。

七月九日(土)　午前は農林省生活改善技術館を見学し、午後は労働省のバスで石川島重工業株式会社へ向う。厚生課長、運営担当者より、制度実施状況、ヘルパーとしての心得、明後日よりの実地訓練派遣家庭等について説明や注意を聞き、会社紹介のスライドをみせてもらう。引き続き工場見学で、目を見張るような大きな機械や設備、説明も聞きとれない程の騒音、その下での危険な重労働などを見聞し、さすがは重工業と、その生産活動に唯々圧倒された。

七月十一日(月)　インターン第一日、既に覚悟はできているはずであるが、何となく心許ない。派遣された家庭ではたまたま坊ちゃんが昨日から発熱し、手が離せないため奥さんが何もできず困っていたところでとても喜ばれた。

（注、インターンは家事担当者が健在の家庭に依頼して事故家庭の想定の下に行なわれた）洗濯物も相当あったのでまずそれを片付け、午前中は大体予定通りに作業をすることができたが、午後は病院に薬を取りにいって待たされたので、予定の他の作業が余りできなかった。夕食の仕度をすませ、御料理の味加減をちょっと心配しながら四時半に帰途についた。

七月十二日(火)　私共の班は今日は補講で東電サービスセンターに集まったが、待合わせの時間、昨日のインターンの経験話に花が咲く。電気事業の現状をきいた後、台所用品・洗濯機等、家庭内の各種各様電気器具の取扱い方について、実際に手にとりながら教えてもらった。残り半数のB班が石川島へインターンにいっているので何となく淋しい日であった。

七月十四日(木)　今日は二日目のインターン。初日は余り張り切りすぎた上、機子も判らなかったので疲れたが、今日は派遣先が違うとはいえ、気分的にもゆとりができ、馴れて仕事も計画通りに進んだ。小さな子供さん三人もよくなつき「また遊びに来て」といわれ

モデル地区の指導を終って

―愛知県と福岡県から―

大同毛織社宅の場合

長田久美子
（愛知・専任協助員）

昨年の五月二十二日、金政室長に伴われて、名古屋から北西十五粁、織物の街稲沢市にある大同毛織を訪れた。

社宅の婦人の集まりである〝むつみ会〟の役員の方九名と一緒に室長からモデル地区についてお話をうかがい、これからの歩み方についていろいろ相談をした。この方達は今までは稲沢市の地域婦人会に属していたのだが、今年から社宅だけで独立して新しく発足したとのことであった。その間にはいろいろな問題もあり、また、これからの歩み方にも一入のお心づかいのあることをうかがい、思いも足らず、力も及ばないであろうことを慮れながらも、この会の健全な成長のために皆さんと御一緒に精いっぱい勉強させていただきたいと思った。

お話を聞いているうちに、社宅という特別な地域社会の問題、例えば御主人の地位によって社宅が分かれているなど、日常生活の上にも目に見えない壁があって、なかなか一つになることがむずかしいように感じられた。しかし、まずそのようなことからでも話し合いの場を見つけ出して、私達がそれぞれ一人の主婦として、母として、たのしい家庭をつくり、よりよい生活をするために、一番親しい隣人となって手をつなき合えるようになりたいと思った。

六月は、先ず集まって見ましょうということになり、一番皆さんの問題にしている〝母と子の生活〟について考えて見ることにした。六月八日午後一時から四時半まで、三十余人が集まって、おやつのこと、おこづかいの与え方、使わせ方、住居費も大変安く、その他、物資の購入等、みんな身近なことだけに時間も足りない程に活発に話し合い、親しさを十分感じることができた。

その後、食生活についての講習を二回開き、第一回は〝私達は一日にどれだけ食べたらよいでしょう〟というテーマで、献立をつくり、実際に材料を使って実習することになり、七月三日、四十人余りが参加した。暑いさ中で、準備する方も大変であったが、プリントは婦人少年室でつくって下さり、会場は完備した会社の調理室を貸していただいて、あたたかい周囲の御協力に感謝して終った。

二回目は九月に開き、〝完全栄養をとるために一人一か月の食費はどれ程かかるか〟というテーマで、食費についての考え方を検討した。このように食費から進展して、十一月に入ってから、来年度の予算生活をするために家計簿のことを話し合い、これから一か月の収入を克明に記録して見ることになった。

十二月四日の集まりでは、会員の中から一人の人の実例を出して、みんなで予算を立てることを勉強した。社宅の中は集団社宅街には会社経営の購買店があり、その上に主婦会の主な仕事としての主として衣料品・衛生品等を扱う購買活動がある。その利益が会の運営費の大きな財源となっているが、その仕組みをみると、顧客として主婦会の会員をつかんではいるが、運営の方法は個人商店の場合と同じで、会員個人々々が勝手な注文を出すのと利益金の使い方をめぐって、何かとトラブルの多いことを知った。

山内坑主婦会はそれまでどこからも指導の手がのばされていない、いわゆる白紙状態の会で、私に与えられた指導項目は、家計簿の記入を中心とするものであったが、私は家計簿と最も密接な関係をもつこのような購買という仕事の面を通じて、主婦会の人々の意識を変え、頑固な個人主義を排して労働者の妻としての連帯感を養い、会員の家族全体の幸福を築くことに努力してみたいと考えた。

第一に家族の収入を調べてみた。例外なく低賃金であるにも拘らず、中には労働者の当然の権利である夫の賃上げストを助けて炭婦協の会員が鉢巻姿でデモることを、罪悪であると考えている人達がいたり、その反面、家計がルーズで借金の多いことについては、主婦としての責任よりも、低賃金だから仕方がないという諦めの方が強く、全くその矛盾に気付いていない人々があったりした。私は先ずこの観念を打破し、労働に対する正当な報酬を要求すると共に、各人の生活態度を改め、生活意識を向上させるために、家計簿をつけることとは、技術的に巧くなるだけでは本来の使命を果たしているとは言えないこと、その中から家族それぞれの希望や要求や不満を吸い上げてゆく主婦の態度を学ぶことこそ、私の指導目標であるということだけは、全期間を通じて会員諸姉に納得していただけたことと思う。

一年あまりといえば随分長いように思うが、食生活指導によって、まず家庭内の融合と統一をはかり、次に改善に必要な物資の共同購入によって、地域の統一と団結をはかりたいという遠大な計画も、手をつけただけで、成果を見ないうちに期限が過ぎてしまったことは、返す返すも残念なことである。第一期の指導を終って改めて自分自身の未熟さが痛感されるのであるが、その不十分な指導にもかかわらず、主婦の方々の表情が次第に明るく変っていったことを思い返し、深い感激を覚えないではいられない。

学習に参加した人々は、やはり会の上層部の主婦達だけであったことを考慮すれば、この人々に今後会員の指導に当るだけの力をつけ、さらに婦人少年局の趣旨が末端の会員まで浸透して、社宅全体が明るい生活を営み、生産に好影響を与えるまでにするためには、まだ相当の指導期間が必要であろうし、主婦の方々もそれを望んでいた。出来ることならば、会社側とも話し合って、さらに第二期の指導を計画して下さるよう、私からもお願いする次第である。

炭鉱社宅の主婦たちとともに

裏辻敦子
（福岡・専任協助員）

＊

一昨年十一月から始めて昨年一ぱい、共に学習した麻生鉱業山内坑社宅の主婦会の皆さんとお別れしてから早や半年以上たったいま、感想を求められて振り返ってみると、断片的には生活様式の相違に驚かされた思い出や、低賃金に喘ぐ生活の中で、何とかしてもっと生活を向上させたいと必死に学習を続ける熱心な主婦達の姿等々が、次々と頭の中に浮かび上がってくるが、全体としての感動は主婦達一人一人の顔色が段々と明るくなって来ていたことである。

＊

＊

年がかわってから、私の不健康のために、この会に出かけられないままに月日がすぎたが、その後も皆さんで家計簿をつけ通して、半期決算もされたと報告され、ほんとうにうれしく思っている。予算の立った家計を土台として、家事の勉強にも取り組みたいと考えていた志も半ばで、ともかく私の担当の第一期は終ったが、表題の〝終って〟というには余りにも申し訳ない気がしている。

＊

＊

＊

のような将来性のある仕事をお手伝いできたことを、仕合わせに思った。

労組婦人のページ

ある芽ばえ

小さな製針工場に
婦人部をつくった
門本さんの記録

はじめに　これは、広島の縫針を製造する工場に働く一人の若い婦人が、婦人部を組織するまでの記録です。

私たちが日常使う、あの小さい縫針は、色つやもないハリガネから、三〇種類ほどの工程を経てつくり上げられますが、その作業は手作業と単純な機械を使う作業で、いわば原始的ともいえる作業です。

針の生産では、日本は西ドイツと共に世界の二大生産国ですが、内需の限界ということと共に、日本の場合は特に貿易上不利な問題もあって、二大生産国の一つであるにもかかわらず、製針工業・製針工場の近代化はおくれています。

ここに働く娘さんたちは、出来高払いの賃金を少しでも多く取るために、呼吸もつかないような緊迫した手作業の速度に合わせて、からだを小きざみにゆすぶりながら作業をしています。その作業場に立ってごらんなさい。彼女たちのその律動が、いつのまにか、団結のすばらしさ、味方を得たよろこび苦るしみを、ふり返りながら、つづってみたいと思います。

―昭和二十九年六月二十一日―

入社、十七歳。当時製針業界は最高の不況。会社は金銭的にこまり、従業員の給料は遅れ、支払いは分割で、独身者の分を家庭持ちにまわしたりした。三〇〇円くらいを支払われ、やりきれない気持で持って帰ったこともある。

(注)この時期に会社は賃金切り下げを組合に通告。男子は全員反対したが、女子は押し切られ、景気好転の際には賃上げするという漠然とした約束のもとに会社案をのんだ。

・賃金は受け取り制。

・昭和三十四年六月三十日現在労働者数九十九人(女六五、男三四)。

この割合は今も当時と大差なし。

・女子は大部分現場労働に従事。

広島県婦人少年室のはからいによる、働く婦人の組織、地位の向上等に関心を持つようになって、私はとてもしあわせでした。

それは、とても苦しい、また楽しい毎日でしたが、私の経験、話し合いよろこび苦るしみを、ふり返りながら、つづってみたいと思います。

―昭和三十年―

この年より景気やや上昇、経済状態もやや良くなってきたので賃金値上げの要求もあり、その話し合いの必要から婦人の団結、婦人部の結成を考えた。しかし次のような障害があった。

①年長の女子の反対

女子従業員中には勤続年数の長い高年齢の人が二割近くもいて、職制の上でも上級にあり、職場の人間関係でもボス的存在で話しかけに乗らず、若い女子も無関心で、話しかけを伸ばすことはできなかった。

②賃金等に関する問題点

○男女差も大きいが、女子相互間のひらきも大きく、賃金の多い女子は現状に甘んじ改革の気持がない。

○賃上げ要求と同時に受け取り制を日給制に切り替えることを提案したが、年齢の若い女子は体力にまかせて能率を上げているので日給制に不賛成。この点では年長者は賛成したが組織をつくって動くことには反対した。

当時は日曜出勤が二～三回、残業が三〇～五〇時間という状態で、いま思えば、ばかなことだらけだった。

千の注を加えました。

―昭和三十年―

この年より景気やや上昇、経済状態もやや良くなってきたので賃金値上げの要求もあり、その話し合いの必要から婦人の団結、婦人部の結成を考えた。しかし次のような障害があった。

①年長の女子の反対

女子従業員中には勤続年数の長い高年齢の人が二割近くもいて、職制の上でも上級にあり、職場の人間関係でもボス的存在で話しかけに乗らず、若い女子も無関心で、話しかけを伸ばすことはできなかった。

②賃金等に関する問題点

○男女差も大きいが、女子相互間のひらきも大きく、賃金の多い女子は現状に甘んじ改革の気持がない。

○賃上げ要求と同時に受け取り制を日給制に切り替えることを提案したが、年齢の若い女子は体力にまかせて能率を上げているので日給制に不賛成。この点では年長者は賛成したが組織をつくって動くことには反対した。

当時は日曜出勤が二～三回、残業が三〇～五〇時間という状態で、いま思えば、ばかなことだらけだった。

再び広島婦人少年室の「婦人労働問題研究会議」に参加。この会合では、各職場で、働く婦人の向上を目指して活動している人たちの意見をきき、悲観してくだけた自分が恥かしく、強くならなければと一心にそれだけ思う。

この時の会合は半年後に同じメンバーでの再会を約され宿題も出されたので、その時には現在よりも、たとえ少しでも職場の仲間が向上したらと望み、それを願った。

婦人の組織づくりは他人まかせではいけない、話しただけではいけない、味方を一人でも多く、また一人にも二にも一つにまとまること、そう考えて今まで話したことのない人たちと話を始めたのもこのころからだった。バレー・バドミントンに加わって一緒に過ごすようにもした。

このころには注目のまとになってきて、みんなの話題にもされた。いま思うとひや汗が出る。しかし、やり慣れてしまえば当たり前になった。組合活動に積極的に加わるのが、それまでは女は自分だけぐらいであったのが、だんだんに女がふえていった。

半年後を目標にがんばろう。たとえ形ある結果が出なくても、それに近い線に持っていきたい。婦人部の組織的な動きがほんとうに必要だった。

―昭和三十二年一月―

景気はまだまだ不安定で、労組が労金から借り受ける金の担保のような形で、預金を始めた。

特別定期預金…退職まで解約できない　定期預金…一年満期

当然、会社が配慮すべき金であるが、会社の力が弱いので組合が借りたわけである。この金は主として夏期手当・越年資金・個人借り用などに当てた。特別定期は最初関心もなく、月々一〇〇円ずつだったが、昭和三十五年現在は三〇〇円ずつ続けている。

―昭和三十四年一月―

広島婦人少年室の「労組婦人懇談会」に参加、婦人組織の必要なことなど参考になる話をきき、改めて横のつながりの大切なことを思う。会社に帰って仲間に相談、話にならない、ひとりずもう。良いことだが夢のような話だという。

年齢的にも若く、みんな他人まかせで、悲観してしまった。

―昭和三十四年九月―

婦人部結成へ

―昭和三十五年に入って―

ここまでやってみて初めて組合幹部の男子に相談した。婦人部結成への協力を求め、また、婦人部活動への費用を生み出してもらいたいことを話した。

その結果、協力を得られ、また部費としては、労組が開いている購売部の売り上げ利益の一部をもらうことを約束。

そして、できれば三月十五日の組合定期大会を期して結成しようということになった。年長者の理解を求めることについては、私が話すよりも組合幹部から直接に話してもらうことにした。

なおこの時、従来、女子従業員が交代で連日一日中要求に応じて売り子に当たっていた売店の購売方法を、昼休み一本にしようということも話し合い、組合の理解を得た。

(注)婦人少年室では、かねてこの筆者の活動の困難さを折々にきき、一般的な意見ものべてきたが、しかし、それを自分の職場状況に当てはめ具体化していったのは筆者の根強い努力であった。この年一月初旬、ラジオ中国の新年婦人番組として「新年の抱負を語る会」の三人のメンバーの一人に筆者を選び、その努力と抱負をきいた。いささかの励ましの意味もあった。

―昭和三十五年三月―

十八日に組合大会。婦人の団結による地位の向上のために婦人部の結成と部費の問題について提案、承認される。役員は、

婦人部長＝正・副各一名、会計・購売・連絡係各二名。

従来、女子従業員に負っていた売店の購売方法を、連日一日中の開店方法を一新し、火木土の三日間、昼休み時間中のみ販売と改めた。販売品目は日用品・化粧品・衣料品である。

○売り上げ状況と利益(婦人部費)

四月五万円＝利益一、七六二円

五月六・三万円＝利益一、九六〇円

いままで購売には全々関心のない他人まかせであった人たちも、役員と名づけられたら、やはりいっしょうけんめいになり、いまではその利益金を費用として婦人部活動に懸命

になっている。四月・五月の状況では利益も少ないので、品目をふやし、月々二、五〇〇円くらいになる案も考えた。

現在では、以前にくらべると当時の年長者も定年退職したり、若い人たちが自分たちの意見を話し合う場として、職場の空気も変ってきた。

―昭和三十五年五月―

ミシン針部の女子から婦人部を通じて縫い針部の女子にソフトボールの試合を申し込んだ。婦人部は協力し賞品として一、六一〇円を支出（婦人部全財産三、七二二円）予定したが、選手以外の人からも寄付があって合計二、二〇〇円になった。すると組合が賞品としての一、六一〇円を出そうという話になった。

この試合を経験して、製針労組の連合体の他の会社の婦人たちにも試合いを申し込もうと、みんな張り切っている。寄付で集まった金は、この時に使おうと胸をふくらませている。

（注）筆者は、その五月に希まれて結婚退職した。

その試合は見られませんでしたけれども、こうした空気になったことは、私自身とても、とてもうれしく感じます。

○受け取り制賃金を、いずれは月給制に切り替えること、

○男女間、同性間の不当な賃金差は明確にしていくこと、

○現在残業二十五時間くらいあるのを定時間に持っていくこと、

など、私が在社中に考えていた大切な問題が、まだたくさんあります。

○しかし、団結すれば、賃金問題も女が多いだけに有利になるでしょう。

私たちの婦人部は、組織は小さく、まだ力も弱いので、堅く団結するまでの下組みと思い、親ぼくを主眼にしていますが、親ぼくと同時に、働く婦人としての問題を取り上げて努力していく勇気も忘れてはいけないと、つくづく感じます。

ソフトボール大会のチーム――以前は話をしたこともなかったのに、今ではこんなに仲よしです。

この時期に、私の結婚退職は苦しく寂しいことでしたけれど、人生の一つの変り目として、また新しく、生活の異なる小さい商店の主婦として、また一年生から学んで努力していくつもりです。

お世話になりました広島婦人少年室に、この何年かのことをまとめてお知らせし、また、かつての私と同じように小さい工場に勤めておられる方に、何かのご参考になればと考えて、つたないペンを取りました。

おわりに―色白で、小さい口とやさしい目をした筆者は、口かずも少ない心やさしい娘さんでした。現在は酒屋さんの支店を一つまかされて夫婦二人きりで働いています。大へん忙しく新婚生活の甘さなどは、とても味わえないといいたい様子でした。

「でも商店の主婦になって、また新しくいろいろのことを考えさせられます」と一こといっていました。

婦人労働者から中小企業の商店の主婦へ――筆者の職場での経験がその生活の中で、どんな問題にぶつかり、どのように考えこなしていくでしょう。筆者が、また別の芽生えとして「新しい商店の主婦」の型を生み出してくれることを期待します。

――解説者須賀万亀――
（前広島婦人少年室長）

愛知県内職公共職業補導所の調査資料紹介

愛知県の内職補導所から本年福さんされた調査資料を編集部に寄せられましたので御紹介いたします。いずれもA五版六〇～八〇ページのものです。

○豊橋及び一宮市の家庭内職の実態
―標本調査の結果からみた―
（三五、三、資料第二二号）

○紹介後における内職者の実態
―アフターケヤーの結果による―
（三五、三、資料第二三号）

○内職補導事業概要
（三五、三、資料第二四号）

○合成樹脂成型・加工品の生産流通系統と原価構成の実態
―内職品生産流通等調査(1)―
（三五、七、資料第二六号）

青年の見た各国青少年の現状④

東南アジアの青少年活動

――東南アジア第一班の報告より――

青少協・青年海外派遣団員東南アジア班（昭和三十四年度）は二班に分かれ、十月五日羽田空港を出発、第一班の十七名は、インド・パキスタン・セイロンを五十日間で見学し、十一月二十三日帰国しました。第一班の報告の中から、三つの国の青少年活動の部分を抜き出して、ご紹介します。―編集部―

インド

私たちがインドで訪問したり、懇談したり、招待をうけて交歓したりした青年団体は国民会議派青年部・農村青少年クラブ・YMCA・YWCA・ユースホステル・全インド学生協会・世界青年会議・青年会・海外学生連盟・劇研究会・社会奉仕団・インド青年協会・社会奉仕青年団・インド奉仕団などであった。

直接に見る機会は得られなかったが、話しにきいたものには、インド労働者組合会議・社会党青年部・スカウト・ガンジー主義運動のアーシュラム（農民道場）その他地域的なものや都市のものをあげるとまだまだ多いようである。

新しい独立国だけに国づくり、町づくり、村づくりの推進力として青年の組織や活動の芽ばえはきわめて活発のようである。しかしインドの青年の活動全体についていえることは、中央の組織や上部の組織が先にできて、地方や末端の組織が後からできるということである。この点が日本などとはややちがう。日本のばあいは、地域の単位組織が自主的にできて、それらを横に連ねるものとして県や全国の組織ができることが多い。その点インドと日本は逆である。

だから中央で印刷したものを見みと、いかにも組織ができているようにみえるが、末端にいくと、ちっとも動いていないということがよくある。だから、私たちがお目にかかった種々の団体の幹部クラスのすばらしさを見て、直ちにその組織や活動内容を判断することは危険である。

とにかく私たちが直接見たり、話をきいたりした青少年の活動のうち、政党的なものとして国民会議派青年部、農村のものとして農村青少年クラブ、都市のものとしてボンベイ青年連合、同志組織としてインド社会奉仕青年団をかいつまんで紹介してみよう。

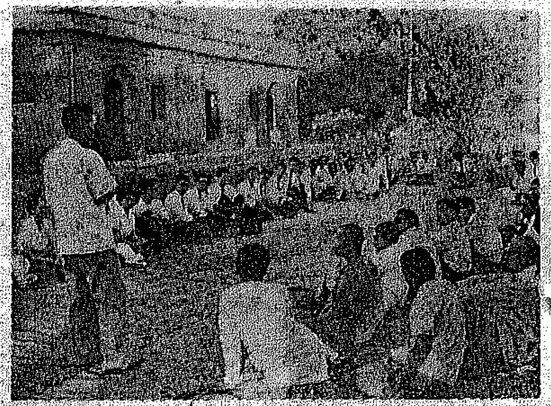

デリーで来印中の各国青少年たちと野外交歓する団員たち（インド）

国民会議派青年部

インドの第一党である国民会議派の青年部は一九五二年に発足している。一九五六年からはじまり、アメリカの四H倶楽部方式をとり入れたもので、農業や生活のプロジェクト活動を中心に進められようとしている。正会員の年齢は一〇～三五歳で、年会費一ルピー（七五円）を納めなければならない。

発足後まだ日が浅く、州によってまちまちである。西ベンガル州には五千のクラブができているが、村の普及員が指導に当たっている。個人のプロジェクトにはニワトリ・牛・ミツバチ・家庭菜園などがあり、クラブとしては村の清掃、道づくり、学校の掃除など、村づくりのプロジェクトと取りくんいる。

この活動は農村開発計画や農業改良普及計画と密接な連けいのもとに進められている。なお、全国組織の会長は農務大臣のデシュムク氏である。

ボンベイ青年連合

この組織には学生が多いが、一六歳～三五歳までの男女一千名（男九〇〇、女一〇〇）で自主的に組織されている。目的は結束意欲を高め、教育の普及と社会をよくすることである。活動内容としては、

1、会員が街頭に出て、大衆に対して経済生活についての啓蒙をする。

2、水害などで伝染病の発生するおそれのあるばあい、または発生した時に子

防注射をする。

3、学生の約七割が経済的に豊かでないが、これらの学生のため公費で訴えたり、会員がまわって集めた古本を配る。

4、貧しい学生はこの団体を通して申しこめば、州政府からの奨学金が借りられる。

会の運営費は会費・寄附、または映画会などの収入によっている。

インド社会奉仕青年団（RSD）

これは有志青年の組織で、二〇年前にボンベイではじまり、インド独立前には国民会議派と接触を保ったが、独立後は社会主義青年組織となっている。社会主義というが、イデオロギー的な活動よりも、社会をよくするための実際的な奉仕活動に重点をおいている。学生のメンバーがかなり多く、自分たちの訓練はもちろんであるが、組織的に農村へはいりこんで、音楽・踊り・劇・映画などの文化活動によって、農村に娯楽を与えながら啓蒙活動をやっている。

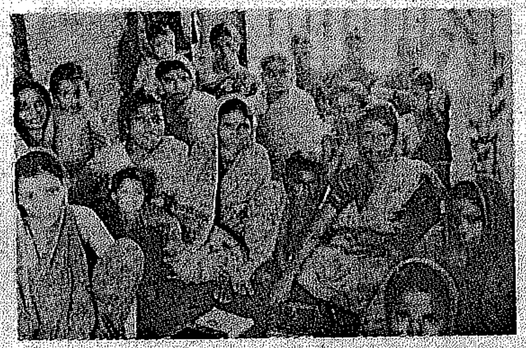

ボンベイの下町における婦人識字学級（インド）

建設的な活動としては、村に学校をつくること、揚油設備、新型の糸繰り機の普及、農業用水施設をはじめ、井戸つくりや便所つくりにいたるまで推進している。村ではワークキャンプをもうけ、村の人と話しあって計画し、村の人の参加によって実践にうつしている。

文化活動にしても建設活動にしてもきわめて地についたものである。

パキスタン

数多くある青少年団体の中で代表的なものとしては、全パキスタン青年同盟（会長イナムラ・カーン）・全パキスタン婦人同盟（会長リアカット・アリ・カーン夫人）・ボーイスカウト・YMCA・YWCA・東西パキスタン青年文化協会・カトリック青年同盟・農村青少年クラブなどがある。これらの団体が中心となって全パキスタン青年団体協議会を構成し、全国的総合活動をやっている。この総合組織協議会は世界青年会議パキスタン委員会でもある。青年団体協議会の特筆すべき活動としては、文盲の解消と義務教育の奨励とである。そのため団体経営の小学校を持っている。カラチ市内に四校、西パキスタン州に一五校、東パキスタンに八校開設し、よく国情にあった青年運動を進めている。

この協議会の中心団体の中でもっとも活動的な組織は全パキスタン青年同盟のようだ。東西パキスタンを合わせて一万人のメンバーをもち、活動目標には生活の向上と全員の教養向上をかかげ、共産主義および無信仰主義を否定し、戦争を憎み、自由を守ることを合言葉にしている。その線にそって討論会の開催、国の政治のあり方の研究、スポーツ行事、青年祭および芸能、個人研究の発表会などを行なっている。

カラチ郊外マリール村で子供のための識字学級（パキスタン）

東パキスタンの農村で稲作指導を行なう四人の日本青年たち

この青年同盟は国際交流活動も積極的で、すでに日本青年団と二回にわたって交流し、代表が訪問して、日本の国情や青年団活動の理解につとめている。またペンフレンド活動を進め、友情を深めようと努力している。こうした青少年団体の自主的活動に呼応し、政府も積極的に物心両面から援助し、自主性を失わせない配慮の中で、直接補助金を交付している。その金額は全パキスタン青年同盟に一万ルピー（七五万円）、全パキスタン

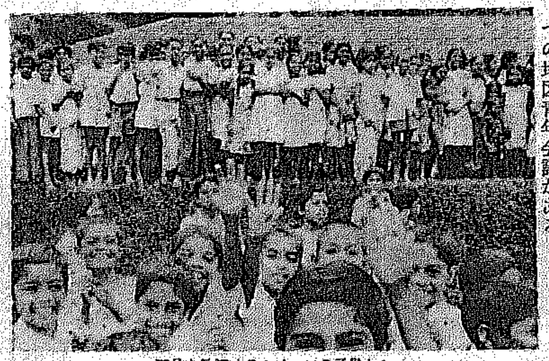

団員を歓迎するセイロンの子供たち

婦人同盟に一万ルピー、ボーイスカウトに五千ルピー、その他の団体にもそれぞれ助成している。しかし青少年団体自体では一日も早く自主財政の確立を計ろうと努力している。

セイロン

私たちはコロンボでは西部地区青年会議と交歓会をもつことができたし、古都カンデーでは中部地区青年会議の招待をうけた。前者はコロンボを中心とする三五の青年団体の協議会であり、後者はカンデーを中心とする附近の二六団体の協議会である。セイロンにはこのほかに三つの地区青年会議がある。

これらの青少年団体の中には、スポーツやレクリエーションを主とするもの、裁縫や料理などを学習する女子のグループ、家内手工業やニワトリ・牛・野菜など職業的なことについて学ぼうとしている団体など、種々様々である。

したがって、これらのすべてが参加している青年会議は、これらの各種の欲求に応えるような活動をやっている。例えば図書館の開設、職業訓練センターの設置（作物・乳牛・ニワトリ・蜂・兎・野菜などの実地訓練ができる）。家内工業、ユースホテルの経営、ワークキャンプの実施、セミナーや会議の開催、スポーツ大会、ニュースの発行などである。

青年会議は全国を五地区に分けて組織され、各種青少年団体の要望に応じうるような、かなり幅の広い活動をやっているし、職業訓練などはセンターまで設け、きわめて実際的な、地についたことをやっている。

これらの青少年団体のほかに農林省の指導で4Hクラブ（YFC）が結成されている。カンデーにはその本部があり、五人の政府職員が指導に当たっている。

YFCのメンバーは一〇～三〇歳にまたがり、村単位に結成されているものが多い。二〇～四〇人でいどのものが多いが、私たちの訪ねたクラブは一二五名で、女子八八名、男子四〇名であり、一五歳前後から二〇歳までの者が多かった。

現在全国に六七七のクラブがあり、全国の協議会もできている。プロジェクトはきわめて幅の広いもので、何でもよいとされている。イネ・ニワトリ・蜂・野菜・料理・裁縫・手芸・家内工業などいろいろである。

訪問したクラブの男子のイナ作のプロジェクトについて聞いてみると、

1、政府が奨励している優良品種の試験

2、深耕するために木製の犂から鉄製の犂に切りかえること。

3、日本式に正条植をやること。

4、直播と移植との比較試験

5、イネに肥料を使うことの試験

などが取りあげられていた。そして在来法では一エーカーに当たり三〇ブッシェルだが、日本式でやると六〇ブッシェル取れるといっていた。

クラブの会費は一四歳以下は不要、一五～三〇歳までのうち、学生は月一〇セント（七・五円）、卒業した者は月二五セント（一九円）である。

集会は毎月一回開くが、事務打ちあわせ、プロジェクトの進行状況についての話しあい、普及員の指導、レクリエーションなどが行なわれている。

刊行新介

畔上久雄著

〝働く女性の心理〟

―職場ととりくむ女性の姿―

戦後十五年、産業経済の目ざましい進展とともに、女性の職場は拡大され、女性が外に出て働くことは当然なことと考えられるようになった。本書は、現代の代表的な女性の職業四十七種について、直接著者が職場を見学、約百人の個人にインタビューし、カウンセリングのテクニックによって、それぞれの職業を紹介し、〝結び〟に、女子の職業観や働く態度、特徴等について、十八項目にわたる問題点をあげ、分析をこころみている。

著者独特な分類法には多少疑問な点もあるが、どの職場も具体的な個人を通して紹介されているので、かたくるしい職務分析とちがって、楽な気持で読めるし、職業の内容と働く人との結びつきが有機的に理解できる点が本書の特徴といえるであろう。

なお、著者は東京文理大で心理学を専攻、各地の師範学校教授を歴任、現在は新潟大学の職業指導・心理学の担当教授である。女子の職業問題を研究する方や、これから就職しようとする人々の手引としておすすめしたい。（A）

B6版二百ページ　定価二五〇円

発行所　東京都文京区目白三―一　中村書店

滋賀県・製材業　沢田勝司一

山梨県・農　業　前島　茂松

北海道・農　業　高田　常弘

（資）（料）（室）

主婦の病気・出産時の静養に関する調査

婦人少年局では昭和三十四年十一月に「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」を行ないました。この調査は、事業場に働く労働者の家庭で、主婦が病気や出産の際家事の処理をどうしているか、また、その際主婦の静養は十分とられているかどうかについて実状を把握し、労働者家族福祉対策の基礎資料とする目的で行なったものです。

この調査は次の四つの事業場の従業員の妻を対象として行なわれました。

事業場	所在県	業種	従業員数
A	神奈川	電気機械器具製造	四、六〇〇
B	新潟	機械製造	三、〇〇〇
C	広島	造船	二、二〇〇
D	大分	鉱業	一、九〇〇

調査内容は病気静養調査（A調査）と出産静養調査（B調査）の二つに分かれており、調査の方法は、病気静養調査は各対象事業場の男子既婚労働者一二〇〇名の妻に調査票を配布して記入してもらいました。また、出産静養調査のほうは、各対象事業場の従業員の妻で、最近出産したもの八〇名について、面接調査を行ないました。

ここに両調査の調査結果のあらましをとりまとめましたが、なお詳しくは婦人関係資料シリーズ調査資料二九号「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」をごらん下さい。

一、調査対象者について

年齢　対象事業場における労働者の妻の年齢分布をA調査（病気静養調査）の結果によってみると、三〇歳台が各事業場とも五〇%、二〇歳台と四〇歳台がいずれも二〇%と三〇%、五〇歳台は五%以下である。

また、出産した主婦の年齢分布（B調査）は、二〇歳台が五〇%～八〇%、三〇歳台が二〇%～四〇%となっている。

職業　家事のほかに仕事をもつ主婦の割合は三〇%～五〇%で、仕事には勤めと内職が多い。しかし出産した主婦の場合は、仕事をもつものは一〇%～三〇%で少ない。

第1表　家族構成　A（病気静養調査）

	総世帯数		①近代型			①＋親	①＋兄弟姉妹	①＋兄弟姉妹＋親	①＋その他	不明
	実数	%	計	夫婦だけ	夫婦＋子供					
A事業場（神奈川）	973	100%	70%	9%	61%	16%	2%	8%	3%	2%
B　〃　（新潟）	825	100	62	6	57	23	1	11	2	2
C　〃　（広島）	774	100	72	8	63	18	2	6	1	1
D　〃　（大分）	981	100	62	7	56	22	1	9	2	4

第2表　家族構成　B（出産静養調査）

	総世帯数		①近代型			①＋親	①＋兄弟姉妹	①＋兄弟姉妹＋親	①＋その他	不明
	実数	%	計	夫婦だけ	夫婦＋子供					
A事業場（神奈川）	80	100%	65%	—%	65%	19%	3%	13%	1%	—%
B　〃　（新潟）	79	100	39	—	39	27	1	33	—	—
C　〃　（広島）	77	100	64	—	64	17	8	12	—	—
D　〃　（大分）	80	100	60	—	60	15	3	23	—	—

家族構成　これらの労働者の家庭の家族構成は、「夫婦だけ」又は「夫婦と子供」の世帯が六〇%～七〇%で、「親の同居」する家庭は三〇%前後である。しかし出産のあった家庭のみについてみると、「夫婦と子供」の世帯は四〇%～六五%で少なく、「親の同居」する世帯の割合が多く、三五%～六〇%である。（第1表、第2表）

子供の数　四事業場を通じて一人から三人の子供のある家族が七〇%前後を占めており、とくに子供二人の家族が多い。一世帯あたりの平均子供数は一・九人ないし二・四人である。

また、出産のあった家庭の平均子供数は一・五人ないし一・九人である。

二、罹病率及び病気・出産時の就床日数

過去十一か月（調査時期の十一月から遡って一月まで）の間に、病気のために三日以上床についたことのある主婦は、各事業場とも、全対象者（A調査）の二〇%ないし二六%である。

第3表　床についたことの有無

	総数		あり	なし	就床日数平均
	実数	%			
A事業場（神奈川）	973	100	20%	80%	17.6日
B　〃　（新潟）	825	100	21	79	18.2
C　〃　（広島）	774	100	26	74	14.6
D　〃　（大分）	981	100	26	74	18.4

床についた日数は、病気一回につき、三日から十日までのものが過半数であるが、一月以上に及ぶものも各事業場とも一〇%前後ある。平均就床日数は一五日ないし一八日となっている。（第3表）

また、体の具合がわるく床につきたいのに無理をして起きていたことがあるかという問に対して〝ある〟と答えたものは全対象者の二〇%ないし二七%で、その日数は二日から十日までのものがほとんどで平均十日前後である。無理をして起きていたことのあるものは病気で三日以上床についたことのあるものの中に多く（四〇～五〇%）、三日以上床についたことのないものの中では無理をしたものは比較的少ない（一三～二〇%）。またその日数についても、床についたことのあるものは、ないものの約二倍である。

床につけなかった理由を〝家事の手伝いがなかったため〟というものが各事業場とも約半数、〝子供があるため〟が一五%～二三%、〝家族への気がね〟が四%～六%、〝仕事のため家事以外の仕事のため〟が一一%～一二%、〝その他〟が一%～五%、〝不明〟が二一%～二二%である。（第4表）

第4表　床につけなかった理由

	総数（ひりをしておきていたことのあるもの）		家事手伝いがないため	子供があるため	家族への気がね	仕事のため家事以外の	その他	不明
	実数	%						
A事業場（神奈川）	229	100	50%	24%	4%	11%	3%	18%
B　〃　（新潟）	181	100	43	14	2	22	1	22
C　〃　（広島）	208	100	46	17	5	11	5	21
D　〃　（大分）	194	100	41	23	4	12	—	22

出産の際の就床日数は、五日程度から一か月以上にわたってまちまちであるが、平均日数は各事業場とも二十日前後となっている。

また、出産から平常通り家事をはじめるまでの日数は、平均三〇日ないし三七日となっている。

三、人手不足と静養の状態

病気で床についた際、家事や子供の世話に困らなかったかという質問に対して、各事業場ともほぼ六〇%から七〇%が〝困った〟と答え、そのうち一〇%から三六%が〝非常に困った〟といっている。〝困らなかった〟といったものは三〇%前後である。何に一番困ったかをきいたところ、食事の仕度と子供の世話に困ったものが一番多く、洗濯に困ったものが次いで多かった。

またその際静養できたかという問に対しては、各事業場とも二〇%前後が〝静養できなかった〟と答えており、まあ静養できたという程度のものが二七%ないし五二%、〝思うように静養できた〟と答えたものは二四%ないし三四%である。（第5表）

出産の際についてみると、家事の人手に困ったものは二〇%ないし四〇%で、そのうち非常に困ったものは一〇%内外である。困らなかったといったものは六〇%～八〇%で、病気の場合より困らなかったものが多い。したがって、静養のとれたものも病気の場合より多く、各事業場とも七〇%から八〇%が〝じゅうぶん静養できた〟と答えている。（第6表）

第5表　病気の際静養できたか

	総数（3日以上床についたことのあるもの）		思うように静養できた	思うように静養できなかった					不明
	実数	%		計	家事のため	子供のため	その他	不明	
A事業場（神奈川）	194	100	24%	22%	9%	8%	2%	3%	5%
B　〃　（新潟）	171	100	29	19	8	7	3	2	3
C　〃　（広島）	200	100	25	22	8	7	3	4	4
D　〃　（大分）	252	100	34	18	7	5	2	4	12

第6表　出産の際静養できたか

	総数		じゅうぶん静養できた	まあ静養できた	静養できなかった				
	実数	%			計	家族が多いため	手不足のため	借用できる人がいないため	その他
A事業場（神奈川）	80	100	85%	11%	4%	—%	3%	—%	1%
B　〃　（新潟）	79	100	85	13	2	—	—	—	2
C　〃　（広島）	77	100	64	21	16	5	7	3	1
D　〃　（大分）	80	100	73	15	13	8	5	—	—

四、病気・出産の際の家事担当者

主婦が病気でねていた

第7表　主婦の病気の際の家事担当者

	総数（3日以上床についたことのあるもの）		夫	子供	居者の家族以外の同家族その他同居	近の所人	親類の人	たっ人やと	その他	不明
	実数	%	%	%	%	%	%	%	%	%
A事業場（神奈川）	194	100	57	24	11	1	12	15	5	1	6
B　〃　（新　潟）	171	100	53	33	21	1	4	19	2	1	5
C　〃　（広　島）	200	100	42	22	21	2	3	27	5	2	6
D　〃　（大　分）	252	100	47	20	21	0	6	21	3	1	11

間、家事や育児を誰が担当したかを質問した。各事業場とも〝夫〟という答がもっとも多く（四二％～五七％）、次いでは、〝子供〟〝その他の同居家族〟〝親類の人〟がどの事業場でも多い。（第7表）。

人をやとったものは各事業場とも五％以下であるが、とまりこみは少なく、通いが大部分である。

産婦に代って家事をした夫は、どの事業場の場合も、その約六〇％が何日か勤めを休んでいる。

出産の際の家事担当者についての質問に対する回答の結果は、病気の場合とかなり違っており、夫が家事をしたというものは少なく、どの事業場でも、〝夫、子供以外の家族〟（すなわち同居している夫の母、姉妹など）や〝親類の人〟（妻の実家の母、夫の郷里の母など）に家事を

第8表　出産前後の家事担当者

		総数		夫	子供	その他の同居家族		家族以外の同居者	近所の人	親類の人		とやっ人たり	その他
						母	その他			夫の親類	妻の親類		
		実数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
食事の世話	A事業場（神奈川）	80	100	19	—	24	3	—	1	15	25	13	13
	B　〃　（新　潟）	79	100	9	—	47	10	3	—	8	32	3	1
	C　〃　（広　島）	77	100	18	—	22	8	—	—	8	39	10	10
	D　〃　（大　分）	80	100	18	—	30	3	—	—	10	29	8	4
洗濯	A事業場（神奈川）	80	100	20	—	24	1	1	3	15	25	13	8
	B　〃　（新　潟）	79	100	4	1	46	10	3	—	8	35	4	3
	C　〃　（広　島）	77	100	22	—	22	7	—	3	7	46	12	—
	D　〃　（大　分）	80	100	13	—	30	1	1	—	13	32	9	1
子供の世話	A事業場（神奈川）	37	100	11	—	35	3	—	3	30	35	22	16
	B　〃　（新　潟）	64	100	6	—	44	6	2	—	5	38	3	9
	C　〃　（広　島）	47	100	15	—	26	9	—	—	9	53	13	6
	D　〃　（大　分）	44	100	7	—	36	7	2	—	21	39	11	5

第9表　主婦の病気の際の欠勤

	総数（3日以上床についたことのあるもの）		休んだ	休まない	不明	数（平均）休んだ日
	実数	%	%	%	%	日
A事業場（神奈川）	194	100	46	50	4	4.2
B　〃　（新　潟）	171	100	42	53	5	4.6
C　〃　（広　島）	200	100	40	52	9	3.4
D　〃　（大　分）	252	100	41	41	19	6.5

第10表　出産の際の夫の欠勤

	総数（出産者）		休んだ	休まない	数（平均）休んだ日
	実数	%	%	%	日
A事業場（神奈川）	80	100	67	33	3
B　〃　（新　潟）	79	100	46	54	2
C　〃　（広　島）	77	100	65	35	3
D　〃　（大　分）	80	100	51	49	4

方が多い。雇った人に対する一日の謝礼金額は、最低は一〇〇円未満、最高は四〇〇円でひらきが大きいが、事業場ごとの平均は、最低一三〇円、最高二五〇円である。

五、夫の欠勤

主婦が病気で床についたとき夫は勤務を休んだかどうかという質問に対する回答をみると、どの事業場でも病気をした主婦の夫の半数近くが休んでいる。休んだ日数は、病気一回につき一週間以内がほとんどで、事業場ごとの平均日数は三日ないし七日である。（第9表）

また、妻の出産に際して夫が会社を休んだかどうかをきいた結果は、どの事業場でも病気の場合より休んだものが多く、約五〇％から七〇％までが休んでい

る。しかし、休んだ日数は病気の場合よりむしろ少なく、平均二日ないし四日である。（第10表）

六、家事援助者をたのむか

主婦が病気や出産などで家事ができないような場合に、わずかの負担で、信用のできる家事援助者がたのめるような制度があるとしたら、たのむかどうかと、質問したのに対して、〝たのむ〟と答えたものの割合は、A調査（病気静養調査）では三〇％ないし五〇％、B調査（出産静養調査）では四〇％ないし七〇％であった。

〝たのむ〟と回答したものがどんな階層に多いかをみると、まず夫の収入階層別では収入の高い階層ほど〝たのむ〟というものが多くなる傾向は各事業場共通にみられる。主婦の職業は家事援助者をたのむかどうかということとはほとんど無関係であるが、ただ農業に従事する主婦はどの事業場でも〝たのむ〟というものが少ない。また、就職経験のあるものはないものより〝たのむ〟というものが幾らか多い。家族構成別では、夫婦プラス子供の世帯にたのむというものが多く、親と同居する世帯はたのむものが少ない。

この質問で家事援助者を〝たのむ〟と答えた人に、一日どのていどの負担額ならよいと思うかときいた結果は、A、B両調査で大差なく、一〇〇円ていどから三〇〇円ていどとのべたものが大部分で、事業場ごとの平均は、最高二二〇円、最低一三〇円である。

第11表　家事援助者をたのまない理由　（A調査）

	総数（たのまないと答えたもの）		まうかであら家族	たるのがめから親類が	でらるかお金が	だからねは他人気が	その他	不明
	実数	%	%	%	%	%	%	%
A事業場（神奈川）	226	100	53	29	8	4	1	5
B　〃　（新　潟）	272	100	52	24	17	1	2	7
C　〃　（広　島）	197	100	59	21	8	2	2	9
D　〃　（大　分）	284	100	53	22	14	3	2	9

家事援助者を〝たのまない〟と答えた人に、その理由をきいたところ〝家族でまにあうから〟あるいは〝親類の人がきてくれるから〟という答が大部分であった。（第11表）

（お断り）「婦人界の動き」は四月後半から六月末まで、都合により掲載されませんでしたが、その分は、一年間のまとめの際に補足いたしますから、ご了承ください。　―編集部―

声のおたより

―就職後の子らをたずねて―

この日集まったのは、東京・神奈川（小田原・横浜）で働いている少年たちで、おもに中小企業の工場に住み込んでいる人たちです。男子はカメラの部品工場・精器工場・プラスチック工場などで働いているものが多く、女子は美容院・病院の見習い、女中などで、もう三年も勤めている子もあれば、今年の春就職した子もあります。南中では、今年は一一〇人の就職希望者のうち県内就職は二二名、九八名が県外就職で、東京方面へは約一〇名が就職しています。

家族的にめんどうをみてくれるところが多く、余りくれたりした子はないが、ホームシックで落伍したものが少しあるとのことでした。

女子につきそって小田原から上京した美容院の女主人は、福岡の子は辛抱がよいので毎年福岡の子をとっていると話していました。大田区のM精器も、毎年この学校を指定して新卒をとってくれるのですが、ここに住み込んでいる炭坑の子だという二人の少年は、明るい顔で、職場の様子を元気に話してくれました。休みは週休で、休日には洗たくをしたり映画を見にゆく、社長の家の二階の六畳に四人で寝るが、毎日顔を合わせる奥さんがよい人だからよいなど……。

昼食後、ピンポンやテレビを楽しみ、その間に先生は子供たちの声を録音しましたが、子供たちはあまり言いたいこともないらしい様子でした。（A）

労働時間・休日・休憩及び深夜業に関する一覧表

労働基準法は、女子と年少者の労働に関し、特別の保護規定を定めていますが、この「一覧表」は、それと「一般男子の労働条件」とを比較したものです。

区分	摘要	労働時間の原則	労働時間の特例	備考
男子		①一日八時間 一週四十八時間（法32・I）	①(イ)物品の販売、配給（常時三十人以上を使用する事業を除く）保管、理容の事業 (ロ)映画、演劇の事業 (ハ)病院などの保健衛生の事業 (ニ)旅館、料理店、接客業、娯楽場の事業 一日十時間 一週六十時間（施28） ②特殊日勤、一昼夜交替勤（列車、気動車、電車、自動車等の乗務員を除く） 列車、気動車、電車の予備勤務員 屋内勤務三十人未満の郵便局において郵便、電信、電話の業務に従事する者 一日九時間 一週間五十四時間（施27・I） 変形時間 （但し(イ)、(ロ)、(ニ)の事業、一日十一時間を超えることができない）（施27・II） 一日十時間（施29） 一週間六十時間 変形時間 日又は週を特定せず一日八時間、一週四十八時間の変形時間制をとることができる。（施30の2）	◎労働時間とは休憩時間を除いた実働時間である ◎労働時間は就業規則その他により定めておくこと。 ◎変形時間とは、平均一週間四十八時間、五十四時間等のワクの中で一日の労働時間を変えて定めることである。
女子		同上	①一日八時間 一週四十八時間（法60・I） ②一週間のうち一日を四時間以内に短縮する場合は、他の日を十時間まで延長できる。（法60・II）	
年少者	満十五才以上満十八才未満		①修学時間を通算し一日七時間 一週間四十二時間（法60・II）	
	満十五才未満	上記時間は適用しない（法60・I）	上記時間は適用しない（法60・I）	

（注）表中（　）内の法とあるのは労働基準法，施とあるのは同法施行規則，女年規とあるのは女子年少者労働基準規則の略である。例えば，（法62・III）とあるのは，労働基準法第62条第3項のことである。

労働時間の原則	休日	休憩		適用除外
		休憩の原則	休憩の特例	
通常の労働時間労働したものとみなす 労働時間は通算する。（法38・I） 坑内に入った時刻から、出る時刻までの時間を含めて労働時間とみなす。（法38・II）（施22）	①毎週一日 ②四週間を通じて四日（法35）	①六時間を超える場合四十五分以上 八時間を超える場合一時間以上 一せいに休憩 休憩時間は自由（法34）	①屋内勤務三十人未満の郵便局において郵便、電信、電話の業務に従事する者。列車、電車、自動車等の乗務員で長距離乗務する者 休憩時間を与えないことができる（施32） ②運送、物品の販売、金融、映画、演劇、郵便、電信、電話、旅館、料理店、接客等の事業 一せいに休憩を与えなくてよい（許可は不要）（施31） ③少年院教官、乳児院、養護施設、盲ろうあ児等施設の職員 休憩時間は自由に利用させなくてよい（施33）	労働時間、休憩、休日の適用除外 ①農林、水産、畜産等の原始産業に従事する者（法41） ②監督、管理、機密の事務を取り扱う者 ③監視、断続的労働に従事する者（許可を要する） ④宿日直の勤務に従業する者（許可を要する）（施23）
同上	①毎週一日（法60・I） ②毎週一日以上（法60・II）	同上	上記は適用しない	
同上	同上	同上	同上	

◎休日の振替は就業規則その他により、あらかじめ定めておくこと

◎許可を受ければ一せいに休憩を与えなくてよい

働労日休	働労外時間	働労の		深夜の労働		
				特例		
②時間外労働の場合と同様	①当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者との書面協定（届出を要する） ②災害等の非常の場合（事前の許可又は事後の届出を要す）	○深夜労働の原則 午後十時から午前五時までの労働。但し、満十五才未満の年少者については、午後八時から午前五時までの労働	①交替制の場合の年少者男子	②女子、年少者交替制の場合（許可を要する）	③農林、水産、畜産等の原始産業に従事する女子、年少者	④病院などの保健衛生の事業に従事する女子、年少者
一日二時間、一週間六時間、一年百五十時間まで延長できる。但し、決算の場合は二週間について十二時間までできる（法36） 同上（法36）	協定時間の範囲内で延長できる。但し、坑内労働、その他の有害業務は一日二時間まで（法36） 延長できる（法33）	できる	できる	できる	できる	できる
できない	できる（法33）	できない（法62）	満十六才以上はできる（法62・I・但）	午後十時三十分までできる（法62・II）	できる（法62・IV）	できる（法62・IV）
同上	同上	できない	できる	同上	できる	できない（法62・IV・但）
同上	同上	できない	できる	原則として許可しない	できる	原則として許可しない
同上	同上	できない	できる	原則として許可しない	できる	同上
同上	同上	できない	できる	原則として許可しない	できる	原則として許可しない

◎時間外労働、休日労働及び深夜労働については、いずれも二割五分以上の割増賃金を支払わねばならない。又時間外休日労働が深夜労働に及ぶ場合は五割以上の割増賃金を支払わねばならない。（法37）

◎満十五才未満の労働者を非工業部門に使用する場合は、労働基準監督署長の許可を必要とするが、深夜業については児童の健康及び福祉に反するので、原則として児童労働の許可はしない。

働労の					深夜の労働	
⑤旅館、料理店接客業、娯楽場の事業に従事する女子、年少者	⑥電話の事業、寄宿舎の管理、スクリプター、プロジェーサー、アナウンサー及びかに、いわしの缶詰の第一次加工の業務等に従事する女子、年少者	⑦災害等の非常の場合（時間外労働、休日労働の延長が深夜に及ぶ場合）				
できる	できる	できる（法62・IV）				
できる（法62・IV）	できる（法62・IV）（女年規6）	できる（法62・IV）				
できない（法62・IV・但）	同上	同上				
できる（法62・IV）	できる	同上				
原則として許可しない	原則として許可しない	同上				

動きはじめた家政研究グループ

大分県に結成された二つの研究グループ

婦人少年局では、労働者家族福祉対策の一環として、各都道府県婦人少年室を通して、社宅等労働者住宅の密集地域のうちからモデル地区を選定し、その地区の労働者家庭に対し、一定期間生活向上のための技術指導を行なってきた。指導期間は、原則として一年で、すでに終った処では、主婦の自主的な運営による家政研究グループへの移行をすすめ、要望のあった場合には必要な指導援助を行ない、このグループ活動の育成を計っている。指導は、必要に応じ随時技術指導、相談指導、資料の提供、研究テーマの出題等で、今後は各グループの横の連絡を計るための連絡会を設置し、研究発表或るいは意見交換等共同の研究の場を提供する等の計画を考えている。

今回はこの趣旨に沿い結成された、大分県の日鉱佐賀関製錬所及び小野田セメント津久見工場の家政グループの状況をご紹介しよう。

Ⅰ　日鉱佐賀関製錬所家政研究グループ

昭和三四年十二月末にモデル地区指導を終え、家政研究グループに移行し、三五年一月七日結成をみたものである。

モデル地区として生活技術指導を行なった地域は金山地区の一地域であったのは残念であるが、このグループの今後の発展と関係者の協力をねがっている。

なお参考までに、家政グループの実施要領を掲載しておこう。

日鉱佐賀関製錬所家政グループ実施要領

一、目　的

職場に働く従業員家族の福祉を増進することは、労働生産性の向上に資するところが大きい。家族福祉問題の研究グループとして家政グループは家政技術および人間関係など当面する家族問題を研究し、その活動をとおして日鉱佐賀関製錬所における労働生産性の向上に寄与することを目的とする。

二、実施主体

日鉱佐賀関家政グループ

第一　料理グループ

第二　内職グループ

第三　人間関係グループ

第四　家計簿グループ

第五　趣味のグループ

日鉱佐賀関製錬所　労働組合

〃　主婦協議会

三、目　標

生活時間の自主的な設計を大目標として、自由時間を活かして次の重点的研究、活動を行なう。

働く一家の栄養

婦人と内職

新しい人間関係のありかた

が、当初より主婦協議会の組織があり、他地域の労働者家庭にもこの生活技術指導に対しての関心が高まっていたところから、家政研究グループの結成は会社・労組提携のうえ全地域（六地区）の主婦によびかけられ、希望者も多く金山地区以外にもグループが結成された。従って問題も、内職、料理、育児、子供の教育、人間関係、家計簿、趣味と多種多様にわたり二三七名の主婦が参加している。

六月九日第一回の運営打合会が大分婦人少年室の肝入りで、会社・主婦協議会の役員の参加を得て開催された。当日は既成の家政研究グループを調整し、料理・内職・人間関係・家計簿・趣味の五グループにしぼり、その運営を強化すること、また、グループの人数については全地区にさらによびかけ、同一人が二つ以上のグループに参加してもよいこと、このグループは後記の実施要領に基づいて推進すること等を協議した。

二回目の会合は、七月二日家政研究グループ・会社・労組・主婦協議会・婦人少年室の出席で開かれ、グループ別の研修会が行なわれ、目標について基礎的な話し合いがなされた。発足してまだ日が浅いため、具体的な状況を紹介出来ないが、従業員家族の家計

婦人生活と趣味

Ⅱ　小野田セメント津久見工場家政研究グループ

昭和三四年末実施した労働者家族の福祉運動を契機として、主婦の間に生活技術についての関心が高まり、労働者家族生活向上のため、家族生活に必要な家政技術および人間関係の諸問題の研究を目的とするグループが誕生した。

ここは地区別の七グループにより構成されているが、現在活動しているのは堅浦地区グループである。当初この地区はグループ活動や学習について未開の地であること、僻地であるため講師のあっせんが困難であること、小グループのため実践活動への意欲が高められていないこと、講習場所として、個人の家を利用していること、実習に不便である等運営にあたっての問題も種々あったが、現在は年間事業計画、それに伴う予算、年間実習予定献立等を定め、順調に活動がすすめられている。

今日までの主なテーマを紹介すると、まず当地区の家族構成と家計の実態調査、基礎料理、予供の生活指導、梅雨期における栄養、季節の野菜料理実習などである。回を重ねるにつれ、非常に意欲的で、毎月定められた研究日の一五日には、万障くり合わせて集合し、質疑も活潑で充実した会がたもたれている。

婦人界のうごき

婦人界のうごき
（七月一日～八月十日）

七月一日　「母子福祉資金の貸付等に関する法律」の一部改正が七月一日から実施された。改正の要点は㈠今まで母子家庭に貸付けていた生業資金の枠をひろげ、あらたに母子福祉団体に対し「事業開始資金」「事業継続資金」の貸付を行なうことになった。㈡住宅補修資金に六か月の据置期間をあらたに設けた。㈢災害により被害を受けた者に対し事業開始資金・事業継続資金・住宅補修資金を貸付ける場合は、据置期間を貸付の日から二年間延長することができるようにした等の点である。ことに団体貸付の実施については、未亡人団体等の間で強く要望されていたものである。

七月五日～七日　全国婦人民生委員・児童委員代表者研究協議会が、厚生省・全国社会福祉協議会等の主催により、箱根において開催され、「生活援護活動の進め方」「児童・青少年の保護育成活動の進め方」「売春防止についての関係機関・団体相互の連絡提携」などの諸問題について、参加者約五〇〇名により話し合いが行なわれた。

七月八日　主婦連合会の三巻副会長らは食糧庁長官に面会し、三十五年度の米価が政治米価とならないように要望書を手渡した。

七月十九日　衆議院議員中山マサ氏が池田内閣の厚生大臣に任命され、わが国で初めての婦人の大臣が誕生した。中山氏は、昭和二十二年以来衆議院議員に連続当選六回、海外同胞引揚委員長、厚生政務次官などを歴任した。

七月二十二日　セイロンでは、二十日の総選挙の結果、バンダラナイケ夫人のひきいる自由党が第一党となり、バンダラナイケ夫人は首相に任命された。婦人の首相は世界でも初めてである。

七月二十二日～二十三日　総評ではかねて主婦組織の結成を各地域においてすすめて来たが、七月二十二・二十三日の両日、衆議院第一議員会館において総評主婦の会全国協議会結成大会を開催し、全国から約一五〇名の代表者が参加した。大会では本年度の活動方針として、①組織を強化する、②生活の向上をめざして闘う、③婦人の権利と地位の向上をはかる、④子供の幸のために努力する、⑤平和と民主主義を守り婦人運動の推進力となる、ことを決定し、会長に桂田いそ子氏（国鉄関東ブロック家族会連合会副会長）副会長に只腰操氏、金沢ちよ氏を選出した。

七月二十六日　政府は、さる十日フィリッピン東方海上でノースウェスト航空旅客機が遭難した際、乗客の救出に活躍した同航空会社スチュワーデス、淵上百合子氏に対し、勲八等宝冠章を授与することに決定し、八月四日運輸省において表彰式を行なった。

七月二十七日　主婦連合会では年次総会を開催し、本年度の活動方針の審議、役員選出などを行ない会長に奥むめお氏、副会長に三宅・春野・小柳・高田の諸氏を選出した。また、今年度の活動方針として、①組織の強化、②苦情処理の窓口をひらく、③総選挙に備え政界の浄化を行なう、④消費者のための消費者行政の実施、などを決定したほか、政界を浄化するため「政党献金の中止」について要望書を採択、翌二十八日、経済再建懇談会に申入れを行なった。

七月二十八日　婦人有権者同盟藤田たき会長、キリスト教婦人矯風会沢野くに会頭、日本看護協会湯槇ます会長ほかYWCA・婦人平和協会、東京地婦連等の婦人団体代表は、市川房枝参議院議員の案内で首相官邸に池田総理を訪ずれ、「母子福祉対策費の増額、売春対策の強化、国会の早期解散、公明選挙の実現」などを要望した。

七月二十八日　スイスで開かれているMRAの一九六〇年度世界大会に出席する日本代表団の加藤シヅエ、近藤鶴代両参議院議員らは二十八日夜、羽田を出発した。

八月二日～三日　海友婦人会では、第四回全国大会を高尾市で開催し、①海友婦人会の組織強化、②船員厚生施設の増強促進等の活動方針を決定し、会長に竹地朝子氏を再選した。

八月二日～九日　第六回原水爆禁止世界大会は東京において八日間にわたり、二十八か国約百二十人（うち婦人二十二人）の外国代表をまじえ、約一万人が参加して開催された。大会では、①原水爆禁止・軍備全廃・平和共存への動きを促進するためには何が必要か、②軍国主義体制と原水爆禁止運動は国民生活にいかなる影響を及ぼすか、③今後の原水爆禁止運動と被爆者救援運動はいかに進めるべきか、の三議題について語合いが行なわれた。この大会については、日青協・地婦連など参加者の一部に「従来の人道的立場からの大衆運動にくらべ、政治闘争を前面に押し出している」との批判もあった。

八月二日　東京YWCAでは、恒例の「お母さんの夏休み」を今年も二日から二十日までの間、五回にわたって都下調布市のYWCA施の家で開催することとし、二日には、日頃生活に追われているお母さん三十人を招いて話し合い、健康相談・レクリエーションなどを行なった。

八月十日　全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人団体連合会など十一婦人団体の共催で、「第六回原水爆禁止世界大会参加外国婦人代表歓迎会」を開催、各国の家庭生活の状況や婦人の活動状況等について懇談を行なった。

（次ページ「お断り」ごらんください）

働く婦人の知っておきたい法律問題⑧
レストランの火事と寄宿舎について

つい最近のことですが、都内神田の某レストランで真夜中に火災が発生し、木造モルタル塗り二五〇平方メートルの同店を全焼するとともに、住み込み女店員ら七名が死亡、十数名が負傷するという事件が起こりました。

火事は二階の調理場付近から出火し、気が付いた時には、かなりの勢で燃え上がっていたので、二階に寝ていた店員は辛うじて火の中を下に逃げることが出来ましたが、三階に寝ていた大部分の人たちは、非常ばしごもないので下に降りることもできずに、そのまま焼け死んだり、下に飛降りて怪我をしたのです。

小は商店から、大は紡織工場に至るまで、寄宿舎あるいは店に住み込んで働く職場が日本には少なくありません。これらの寄宿舎の管理が不十分だと、この例のような危険に常にさらされているわけです。

事業所に附属する寄宿舎の制度は、外国では余りその例をみていません。わが国では、古くから紡織工場を中心に、病院・土木事業等において採用されてきましたが、最近ではトランジスター関係でも、二交代制の採用とともに寄宿舎が使われるようになりました。これら寄宿舎の存在は、事業経営上の必要から設置されているのですから、寄宿舎内の生活は本来自由であるべきにもかかわらず、従来は、とかく使用者側の不当な干渉によって私生活の自由が侵害され、そのため種々の弊害が生じていました。従来から、これら寄宿舎に寄宿する労働者の健康維持及び危害防止については、労働基準法及び、これに基づく事業附属寄宿舎規程を設けてその保護をはかっていています。

すなわち、法の第九十四条で寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由の侵害を禁止するとともに、これを確保する手段として、役員の選任の自由による自治を保証しています。

また第九十六条では、寄宿舎生活における労働者の安全、衛生、風紀等を守るために、使用者の守るべき義務として「事業の附属寄宿舎について、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。」と規定し、さらに、必要な措置の基準については、事業附属寄宿舎規程に委ねられています。

以下規程の主要な点についての概略を説明しますと次のようになります。

1　寄宿舎の設置場所としては、火災・水害の発生し易い場所（例えば、火薬貯蔵庫の附近等）、雪崩・土砂等による倒壊のおそれのある場所等の危険な場所、または、伝染病院・塵芥処理場の附近、ガス・粉じん等を発散する作業場の附近等、保健衛生上有害な環境を避けて寄宿舎を建てること。

2　男女別に収容すること。原則として、男子と女子とを同一棟の寄宿舎に収容することを禁止していますが、ただ完全な区画を設け、出入口を別にした場合に限り、同一棟に収容することを認めています。

3　寝室は、火災の危害防止の見地から建物の三階以上に設けることを禁止し、また衛生上の見地から地下に設けることを禁止しています。ただ、コンクリート造り、れん瓦造り等の構造の場合に限って、寝室を建物の三階以上に設けることが許されています。この場合でも地下に寝室を設けることは許されません。

4　階段は、労働者が二階以上の寝室に寄宿する建物には、火災その他の非常の場合の避難のために、各階に適当に配置され、屋外の安全な場所に通ずる階段を設けるべきことになっています。しかし、市街地の商店等で、このような階段を設けることが不可能な場合、また、すべり台等避難階段よりは安全で有効な設備のある場合も考えられるので、適当な勾配をもった避難斜面等の避難設備がある場合には、階段を設ける必要はないとされています。

5　寝室の面積及び収容人員については、多数の者が団体生活をする関係上、ややもすると個人生活がそこなわれがちなのと、狭い部屋に多人数を収容することは保健衛生上からも好ましくないので、一室の居住面積を一人当たり二・五平方メートル以上とし、一室の居住人員の最大限を十六人とすること。

また、床及び天井の高さ、窓の規格、採光・採暖設備等についても細かい規定がおかれています。

このほか、寝具・健康診断等細部にわたって事業主の守るべき基準が規定されています。

大きな工場の寄宿舎は、すべてこの規程の適用を受けるので、問題はありません。問題は、最初の例にあげたレストランその他、小さな店や工場の二～三階に寝とまりしている人たちです。これらの人たちの住んでいるところは、事業附属寄宿舎に該当しない場合があり、その場合には、法の適用がないので、設備その他に不備な点も往々にしてあり、そのために不測の事故を起こしたりすることもないとは限りません。事業主も法の適用があるなしに拘らず、木造モルタル塗り家屋の三階に寝とまりさせたり、非常ばしごをつけることを怠ったりしないで、十分な注意をもって管理に当たることが人命尊重の上からも極めて大切なことです。

女子の就業者数と完全失業者数　(1960年4月)

産業別		女子	男子	男女計中にしめる女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
		万人	万人	%	%	万人
総数		1,797	2,691	40.0		＋ 14
就業者	自営業者	287	821	25.9		＋ 5
	家族従業者	867	338	72.0		－ 13
	雇用者	640	1,528	29.5	100.0	＋ 22
	農林業	20	29	40.8	3.1	＋ 3
	漁業,水産養殖業	＊ 3	22	12.0	0.5	＋ 1
	鉱業	＊ 4	49	7.5	0.6	－ 3
	建設業	27	161	14.4	4.2	－ 3
	製造業	227	520	30.4	35.5	＋ 26
	卸売，小売，金融，保険，不動産業	144	248	36.7	22.5	＋ 4
	運輸通信，電気ガス水道業	32	202	13.7	5.0	＋ 3
	サービス業	166	184	46.8	25.9	－ 11
	公務	18	113	13.7	2.8	＋ 1
完全失業者		23	24	48.9		＋ 1

「註」1)　＊印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2)　統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

(1960年4月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	10,743	24,190	44.4
鉱業	9,891	23,771	41.6
建設業	8,563	18,527	46.2
製造業	9,462	23,358	40.5
卸売業小売業	11,928	25,329	47.1
金融保険業	16,689	34,517	48.4
不動産業	11,420	25,982	44.0
運輸通信業	14,749	26,176	56.3
電気，ガス，水道業	16,270	28,681	56.7

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○婦人少年局関係職員の海外出張

年少労働課課長補佐、徳永はな江氏は米国国際協力庁（ICA）主催による労働問題の研究員として、昭和三五年八月二三日より同三十六年二月二八日までアメリカ合衆国に出張を命ぜられ、八月二三日羽田空港を出発した。

山梨婦人少年室長大坂巳年子氏は、政府が昨年に引つづき実施する青年海外派遣米国班班付として、昭和三五年九月十二日より同十一月二二日までアメリカ合衆国及びカナダに出張を命ぜられ、九月十二日夕刻横浜港を出発した。

○大阪府「勤労青少年ホーム」開館

かねて大阪市東区石町二丁目に建設中であった「勤労青少年ホーム」が竣工し九月七日大阪府知事、中西労働事務次官矢越年少労働課長、その他関係者多数列席して開館式が行なわれた。

「勤労青少年ホーム」には相談室・読書室・映写室・浴室・談話室等があり、勤労青少年の余暇生活善用のために、また福祉施設として、今後の運営が期待されている。

○婦人少年協会理事会開催

八月十一日、婦人少年協会理事会が開催され、平林たい子・藤本喜八・渡辺松子・西垣実の各理事および労働省より谷野局長始め各課長が出席、昭和三十四年度予算決算および三十五年度予算案を審議、可決した。

○雨にも風にも
—働く年少者の生活記録三十五年版—

婦人少年局編・大蔵省印刷局発行
B6版二百ページ定価一六〇円

原稿募集

一、内　容
○婦人少年室その他の関係機関の活動
○婦人少年室協助員のレポート
○地方で起った婦人と年少者に関する諸問題（いずれもなるべく具体的に）
一、分　量　四百字詰五枚以内
（但しまとまった研究物はこの限りではありません）
一、必ず原稿用紙を用いること
一、締　切　毎月五日
一、掲載の分には薄謝を呈します
一、送り先　本会編集部

昭和三十五年九月一日　印刷
昭和三十五年九月五日　発行

婦人と年少者　第八巻第九号
通巻八十三号

定価　五十円　〒四円

編集人　久米愛子
発行人　平林たい子
東京都文京区小日向町一番地
印刷人　網野栄

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
（日本農業指導協会内）
発行所　婦人少年協会
電話九段（33）九五九七
振替口座東京一〇七九二四八

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
Ⅷ 社会と婦人　3. 社会生活に関するもの				
a. 人口問題——つづき				
日本人口の変遷	舘　稔	婦人の世紀	(10)	49
結婚と優生	近藤　宏二	〃	〃	〃
優生保護法と堕胎罪の限界	小泉　実一	早稲田法学	(26—2,3)	51
有配偶人口の統計的観察	岡崎　文規	日本人口学会紀要	(1)	52
北欧の人口問題——家族福祉政策を中心に	篭田　展子	世界の労働	(5—3)	55
b. 性問題				
(1) 性教育・純潔教育				
＊性教育の理論と実際	風野　鉄馬	福音館（金沢）		48
6年女児のための性教育	大島　正雄	新しい教室	(3—1)	49
性教育の基礎知識	クロムキ・マコト	3・6教室	(2—9)	〃
性教育とPTA	村岡花子・他（座談会）	日本PTA	(2—1)	〃
＊すべての娘が知っておかねばならないこと (3版)	武場隆三郎	新星社		〃
＊女性の正しい性知識	洋販文化学院	同左		〃
性教育の課題(時評)	阿部真之助	新しい教室	(4—6)	〃
性教育は幼時から	羽仁説子	婦人	(3—8)	〃
性教育の編成	木下　正雄	教育展望	(2—7)	〃
健康教育では性教育をどう扱っていくか—2—	岩原　拓	教育公論	(1—6)	〃
純潔教育とその実践方法	山室　民子	教育公論	(4—12)	〃
性教育	松本　慶	女性改造	(5—2)	50
純潔教育振興策	山本　杉	社会教育	(5—4)	〃
現時の性教育	シドニー・M・エデルソン・ダルエンバーグ・ダイジェスト		(1—4)	〃
最近の性教育の思想	波多野完治	教育技術	(5—7)	〃
家庭における性教育	高島　巌	社会教育	(5—12)	〃
新しい純潔の探究	川島武宜他（座談会）	婦人公論	(3月号)	51
＊純潔教育	谷村綾子・堀内かほる・大平光ら	共著	明治図書出版	〃
純潔教育は純潔か	高橋　鉄	女性改造	(6—4)	〃
性教育の盲点	ハワード・ホイマン・シリル・ビビー	共著	〃	(6—8)
性教育の使命	清水幾太郎	婦人公論	(9月号)	〃
性教育としての月経指導	鈴木　武昭	新しい学校	(3—11)	〃
番が家の純潔教育	木村　万吉	青年心理	(5—2)	52
性教育について——中山文化研究所婦人文化講座より—1・2—	井木熊四郎	家庭科学	(157・158)	〃
家庭における性教育—母の研究会—	羽仁説子他（座談会）	婦人の友	(46—6)	〃
愛の翼のもとに——一母が子供に与える性の知識—		潮	(893)	〃
純潔教育について	山室　民子	中等教育資料	(1—6)	〃
性教育の目標とその指導	室岡　憲治	〃	(2)	〃
わが家の性教育	さがわ・みち他	婦人朝日	(7—7)	〃

(2) 書名	著者	発行行	巻号	発行年
性教育の問題点と指導	宮沢　功	青年心理	(4—1)	53
純潔教育について	山室　民子	家庭科教育	(27—2)	〃
性教育の限界	岡田　貫衣	〔横浜市教育委員会〕教育時報	(22)	〃
問題の性教育はどのように行うべきか	間宮　武他（座談会）	小なかわ新書	(41)	〃
親子で読める性教育のしおり	大塚　二郎	東洋館出版社		〃
＊性教育はどのように行うか—問題、性の知識と指導の比較—	大塚三郎等	講学館		〃
十代の娘たちの危機	村岡花子	小説公園	(5—1)	54
さまよえる性—十代の娘たちの手紙—	〃	〔〃〕		〃
純潔教育の進め方		文部時報	(933)	55
性教育と女教師	大島　正雄	家庭科教育	(29—6)	〃
(2) 性に関するもの				
性病予防法について	渡辺　ふさ	婦人新報	(581)	48
第2国会を通過した性病予防法—家庭を護る二つの鍵—	久布白オチミ	〃	(〃)	〃
性病予防法	石橋　幸吉	厚生時報	(3—4)	〃
性問題講座——13—結婚の解剖— 8	鶴久　克巳	精神科学	(2—6)	〃
性病と日本の実情—打ちゆく青年—	雪吹　周	婦人の世紀	(8)	49
＊女性の性生活 第1巣 (2版)	岩田　倫三	鶴文庫（札幌）		〃
不良少女と性問題		世界の婦人	(4—16)	〃
ティーン・エイジャー真摯期の娘たち(レポルタージュ)		女性改造	(4—10)	〃
混乱する性	小尾組織子・他（座談会）	女性改造	(5—1)	50
性問題の実態	森田　栄一	世紀	(1)	〃
ソ連性の新政策を探る	リーダース・ダイジェスト		(5—5)	〃
最近に於ける性病に関する諸問題	大橋博雄・岡崎文規・共著	社会医学	(278)	51
船員性病対策の国際的発展	西島　敏雄	〃	(281)	〃
女子青年の性的発達	大平　勝馬	青年心理	(5—4)	52
性および異性に対する望ましい態度の形成	真仁田　昭	中等教育資料	(1—5)	〃
ソ連の市民生活—性問題を中心に—	渡辺三郎男	ソ連問題研究	(2)	〃
ティーン・エイジャーの性問題白書	山本杉・望月衛・対談	婦人公論	(4月号)	〃
強姦罪について告訴がない場合罪の手段たる共同暴行のみを処罰しうるか	平場　安治	法学協会	(69—1)	51
少女の性的非行についての一考察	森田　栄一	警察時報	(6—4)	〃
強姦罪と暴力行為	新月　克	新しい刑事判例	(1—)	〃
女子の性的過失による不良化と教育の問題	長崎　文次	信濃教育	(397)	〃
両性問題—新旧道徳のたたかう場—	鍋　英雄	中央公論	(68—5)	〃
＊賢い母の性生活	M・C・C・ストープス	三笠社		〃
＊性と生	平井　保訳			〃
＊性命と性——第1巻 性命と女	M・サルクニアル	日光社		〃
	下坂　富山洋直訳			〃

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和三十五年九月五日　発行（毎月一回五日発行）

婦人と年少者

（第八巻　第九号）

定価五〇円（送料四円）

RICCAR

政府選定 Gマーク

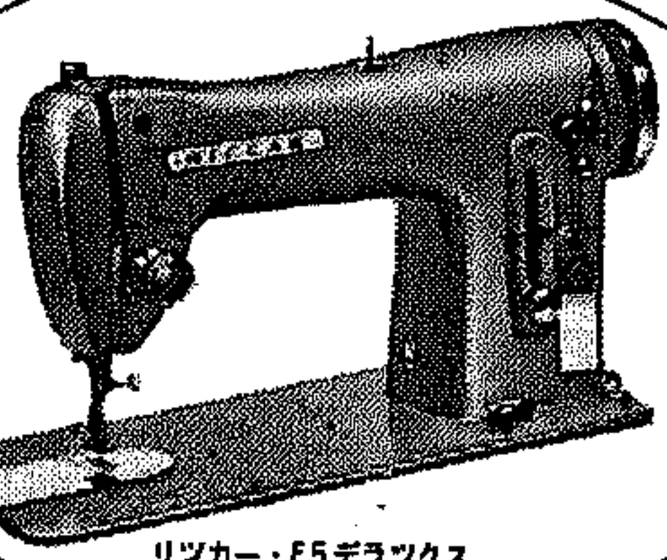

リッカー・F5デラックス

社長・平木僧二

㈱リッカーミシン

本　社……東京都千代田区神田鍛治町
直営支店……全国主要都市360カ所
工　場……立川市曙町・八王子市散田

新しいデザイン
あふれる感覚

株式会社
東京家具センター
社　長　倉島延三

東京都台東区入谷町371番地
（入谷南公園前）
電話 東京（871）0396・1538・4610番

Tokyo Furniture Center